

会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 平成27年10月14日(水) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 伊藤裕一君
- 5番 長田麻美君
- 6番 山本伸子君
- 7番 杉森弘之君
- 8番 須藤京子君
- 9番 黒木のぶ子君
- 10番 甲斐徳之助君
- 11番 池辺己実夫君
- 12番 守屋常雄君
- 13番 市川圭一君
- 14番 小松崎伸君
- 15番 石原幸雄君
- 16番 遠藤憲子君
- 17番 鈴木かずみ君
- 18番 利根川英雄君
- 19番 山越守君
- 20番 板倉香君
- 21番 柳井哲也君
- 22番 中根利兵衛君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
人 事 部 長	川 上 秀 知 君
総務部長事務取扱	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環 境 部 長	坂 本 光 男 君
経 済 部 長	八 島 敏 君
建 設 部 長	山 岡 康 秀 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会 計 管 理 者	大和田 伸 一 君
監 査 委 員	
事 務 局 長	土 井 清 君
農 業 委 員 会	
事 務 局 長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 行政経営課長	飯 野 喜 行 君
人事部次長兼 人 事 課 長	小 川 茂 生 君
総 務 部 次 長	藤 田 聡 君
市 民 部 次 長	岡 見 清 君
保健福祉部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環境部次長兼 環境政策課長	梶 由紀夫 君
経済部次長兼 農業政策課長	飯 泉 栄 次 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 施設整備課長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	中 澤 勇 仁 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
書記	中根	敏美君
書記	飯田	晴男君

平成27年第3回牛久市議会定例会

議事日程第3号

平成27年10月14日（水）午前10時開議

日程第1．一般質問

午前10時00分開議

○議長（市川圭一君） おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○議長（市川圭一君） 初めに、11番池辺己実夫君。

〔11番池辺己実夫君登壇〕

○11番（池辺己実夫君） 改めまして、おはようございます。

まず根本市長、御当選おめでとうございました。執行部の代表として、これから頑張ってください。私も言いたいことを言って、きちっと頑張ってやっていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

それでは、通告書に従って一般質問をさせていただきます。緊張していますので間違っちゃうかもわかりませんが、よろしく願います。

それでは、質問させていただきます。質問は、大きく分けて2つ質問させていただきます。

1つ目は、超高齢化社会に伴う牛久市の生涯学習のあり方と取り組みについてです。超高齢化社会に伴う牛久市の生涯学習のあり方と取り組みについて質問をいたします。

既に御承知のとおり、牛久市においても高齢者の増加につきましては団塊の世代から年々増加傾向にあり、牛久市の総合計画の中でも捉えておりますが、その中で生涯学習のあり方と実態についてお伺いします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 改めておはようございます。

ただいまの池辺己実夫議員の超高齢社会に伴う牛久市の生涯学習のあり方と取り組みについてお答えいたします。

生涯学習の必要性をどのように捉えているのかについては、生涯学習として実施している講

座は牛久市民が生涯にわたって学習活動を継続していくことを目的とするほか、学習者の視野を広げ仲間づくりの一端をも担っています。外に出る機会をふやし、人と人とのつながりを得ることが生涯学習の必要性の一つであると捉えております。

今年度の講座は、前期28講座、後期29講座、合計57講座を企画、市内の3カ所の生涯学習センターを中心に開催しております。平成26年度の受講者は、前期・後期合わせて76講座で1,789名の参加があり、子供から高齢者まで幅広い年齢層を対象に実施しています。

○議長（市川圭一君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） 続きまして、市内の各生涯学習センターで取り組んでいる現在の事柄と今後のあり方についてと、3番目のその現状を捉え、より発展的に推進するための施策はあるかについて質問させていただきます。

定年退職された多くの方は、その後さまざまな生き方があります。以前からの趣味を生かす方、サークル活動に参加する方、再就職をする方、何もされない方などありますが、わかる範囲で結構ですので答弁をお願いします。

3番項も続けて質問させていただきます。私は、先般知人の紹介で、三日月橋の生涯学習センターでの熟年大学講座に参加する機会がありました。男女共同参画でのグループミーティングがなされて、参加した多くの方が毎日の生活の中でどのように社会にかかわり合っているか意見交換をしていました。その意見をグループの代表の方が発表しました。私は、活発な意見交換がなされたことにすごい感動を覚えました。これこそが、本来のコミュニケーションではないかと心から思いました。こういう機会を積極的に活用し、多くの市民に参加していただくことが脳の活性化をし、健康寿命に効果があるのではないのでしょうか。

既に、牛久市ではかっぱ体操が全地域で行われており、医療費の削減に大きくつながっているところです。奥野の生涯学習センターや中央生涯学習センターにおいても、熟年の方々に効果的な内容での取り組みを実施していると思われませんが、牛久市として今後どのようにしてさらに発展的に推進していくのか、御所見をお聞かせください。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） ただいまの池辺議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、市内各生涯学習センターで取り組んでいる事柄の現状と今後のあり方についてでございますが、講座の内容につきましては語学、運動、料理、作品制作などいろいろな講座を各生涯学習センターごとに、地域の特性や年代、またニーズに基づき企画をしております。

奥野生涯学習センターでは、地元の商店の御協力をいただきみそづくり講座が好評でございます。中央生涯学習センターにおきましては、団塊世代の男性をターゲットにした牛久歴史リレー講座や男の料理教室を開催しております。特に料理教室では、受講するうちに知り合いに

なるケースや、料理の楽しさを知ることによりピーターとなるケースがふえている現状がございます。

また、今年度の講座で60歳以上を対象にいたしました講座は、中央、奥野、三日月橋生涯学習センターで行った熟年大学がございます。大変人気のある講座でございます。毎年テーマを決め、講師の先生の話聞くだけでなく、ワークショップや施設見学なども行い、今年度も多くの方に御参加をいただいたところでございます。このほか、市民の方がみずから企画し、講師となる企画講座を引き続き実施しておりまして、講師として経験のない方や少ない方でも自分のスキルを披露し、活躍できるよう支援をしております。

特に、これからは団塊の世代と呼ばれる方たちが地域に戻り、受講生としての参加だけでなく、社会で培ってきた知識や技術を講師として発揮していただけるよう、人材の発掘にも力を入れ、知の循環型社会の形成につなげてまいりたいと考えているところでございます。

また、笑顔のまち牛久をつくる12の提案の一つでございます「学校教育への人材バンクの活用」といたしまして、多種多様な経験や技能をお持ちの人材の方に積極的に学校教育へも参加をお願いいたしまして、各自の知識や技術などを活用していただきたいと願っているところでございます。

続きまして、3番の現状を捉え、より発展的に推進するための施策はあるかについてでございますけれども、今後につきましては従来の講座に加えまして企業や大学などと連携をし、資格取得を目的とした講座なども取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、各講座の受講者の方々には終了時にアンケートを実施し、内容や時間帯、新講座の希望等を確認して、今後の参考としてまいります。

市民一人一人の学習意欲を促し、心豊かな生活が送れるよう生涯学習活動の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） わかりやすい説明、ありがとうございました。私も現在53歳で、団塊の世代まであと10年ございますから、その部分に頑張ってやっていきたいと思っております。

続きまして、牛久市の雨水排水整備について質問いたします。牛久市の雨水排水整備について質問させていただきます。

牛久市では、平成21年度より雨水排水整備に力を入れて、市内でも浸水被害を発生している箇所を中心に雨水管やU字溝、調整池といった雨水排水に必要な施設の整備を行ってきております。以前に比べて浸水被害の発生件数を減らすことができていますが、その進捗状況をお聞かせください。

○議長（市川圭一君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長兼施設整備課長（長谷川啓一君） 池辺議員の牛久市の雨水排水整備についての御質問にお答えいたします。

牛久市は、区画整理事業のほか、大規模な民間の宅地開発等により、急速な発展を遂げてまいりました。

しかしながらその一方で、宅地化が進んだことにより雨水の流出量が増えたため、既に整備されていた雨水管の大きさに不足が生じたり、雨水管の不等沈下等による排水不良を起こしていたことなどに加え、近年の局地的なゲリラ豪雨などにより多くの場所において浸水被害が発生している状況にありました。

これらの浸水被害の解消を図るべく、平成20年11月に道路建設課内に雨水対策室を設置し、雨水排水整備に力を入れてきたところでございます。

具体的な整備状況につきましては、台風や豪雨時において床下浸水被害等が発生しておりますのみどり野、東みどり野地区を初め、国道6号の冠水被害等が発生しております田宮地区を中心に雨水管や調整池などの整備を進め、両地区の浸水被害が軽減されてきております。

また、雨水管や流末となる水路等が未整備であったために、道路整備を初めとした住環境の整備がおこなわれている上町、下町地区においても、現在流末となる調整池等の整備を進めているところであり、その他の地区においても遠山川や結束川などの河川整備や水路整備を進めております。

さらに、新たな雨水対策として今議会に工事請負契約の締結を上程しておりますが、牛久市南2丁目地内から栄町5丁目地内までの通称「ふれあい通り」に、内径2.2メートルの雨水管を565メートル整備する工事を今年度より2カ年で実施し、ヨークベニマル前の冠水箇所を初めかわはら台行政区を中心とした47.64ヘクタールの地域の冠水被害の軽減を図ってまいります。

今後につきましても、雨水排水整備を計画的に進め、台風等の大雨時における冠水・浸水被害等の軽減を図るとともに、雨水管等の整備とあわせてU字溝整備を含めた道路整備も実施し、住環境の改善を図りながら市民の方々が安心して安全に生活できるよう努めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（市川圭一君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） ありがとうございます。これから聞こうと思ったところまで説明していただいたんで、本当にありがとうございます。

しかし、1点これからまた質問あるんですけども、いまだやっていないような場所、桂のほうとかそういうところがあるんですけども、そういったところを測量とかはしてあるんで

すが、そのところがまだ手つかずだというのは、私は理由を聞いてそういった部分は地図の場所と違うので、もう一度法務省のほうに上げて、それを戻してもう一度補助金申請をするということで、私は理解をしているんですけども、その地元の方にそういった説明を早目にするといいいのかなと思いましたので、そのところもこれからよろしくお願ひしたいなと思ひます。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 雨水対策につきましても何でもそうなんです、今までは「検討する」だけで終わってしまったんですが、どのように検討するのかそれを市民の皆様に伝えて、そしていち早くそういうものを解決したいと思ひております。

ですから、本当に今までのそういう歯がゆいことというのは一切これからなしにして、どのようにするかということをお早くどうするか、市民のそのような対応に。仮に、多少説明してそれが変な話「違う方法がある」という場合は、それも踏まえてまた御説明する。やっぱり説明されないと市民というのは不安でございますので、その点をしっかりとこれからやっけてまいります。

○議長（市川圭一君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） 市長が本当に対話を大事にしてやっけていかれる姿勢だということでお伺ひしています。よろしくお願ひします。

最初に創政クラブの池辺と御紹介しないで、どうも済みませんでした。

私は、これで一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（市川圭一君） 次に、3番尾野政子君。

〔3番尾野政子君登壇〕

○3番（尾野政子君） おはようございます。

公明党尾野政子でございます。通告順に従ひまして、一般質問を行います。

まず第1点目は、児童クラブ利用料金改定についてであります。

当市は、これまで子育て日本一を掲げ、妊娠期から始まる切れ目のない支援事業を展開してこられました。また児童クラブにおいても、預かる児童の対象を6年生まで拡充するなど、他市町村に先駆けたサービスを各種提供し、子育て支援の環境を整えてこられたことに対し、敬意を表するものであります。

その上で、さらなる児童クラブの充実のため、また市民サービスの向上の観点から、1点質問させていただきます。

先日、児童クラブを利用している保護者の方より市民相談をいただきました。利用回数が多い家庭も、また利用回数が少ない家庭も、現在は一律の料金設定になっているが、利用回数に

応じた算出はできないものですかとの内容であります。

そこで、お伺いをいたします。①といたしまして、現在の利用料金の現状についてお伺いをいたします。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） 御質問の児童クラブの利用料金の現状についてお答えをいたします。

児童クラブにつきましては、通常は午後6時までの利用となりまして、負担金が月額3,000円となっております。負担金が月額3,000円でございますが、延長利用の申請により午後7時まで利用可能となりますが、延長料金として月額2,000円が加算されます。なお、延長利用の申請をせずに延長を利用した場合、別途延長料金としまして1回500円を御負担いただいております。ただし、1カ月のうちに4回以上御利用になった場合には、上限額は2,000円となっております。さらに、土曜日を利用する場合にも申請が必要となりますが、利用料金につきましては月額1,000円が加算されます。また、負担金のほかにおやつ・消耗品代といたしまして、月額3,000円をいただいております。

なお、生活保護世帯または市民税非課税世帯につきましては、申請によりまして負担金についてのみ免除としております。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 大体料金の全容が理解できましたけれども、2番目といたしまして利用回数の現状についてもお伺いをいたします。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） 御質問の児童クラブの利用回数の現状についてお答えをいたします。

児童クラブの利用回数につきましては、週2日から土曜日を含めました週6日と、児童によってその利用回数はさまざまとなっております。10月1日現在、市内全9つの児童クラブで1,033名の利用登録がございまして、平均で1日当たり利用登録者全体の8割に当たる約820名の児童が児童クラブを利用しております。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは③ですけれども、利用回数に応じた算出についての当市の見解をお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） 児童クラブの利用回数に応じた利用料金の算出方法についてお答えをいたします。

利用回数の少ない児童の利用回数に応じた料金の算出が可能かという御質問でございますが、現在児童クラブの入級には保護者が週2日以上勤務等をしていることが条件としてありまして、入級申請の際に保護者の勤務証明書等を提出していただいております。このため、基本的には月に数回といった利用回数が少ない児童はいないものと認識しております、利用回数に応じた料金の算出につきましては、現段階では検討はしておりません。

なお、今後におきまして、家庭の事情等により短期の利用を御希望する場合や急用などにより利用が必要になった場合などの対応といたしまして、一時的な利用ができるよう検討をまいります。また、おやつ・消耗品代につきましては、以前からおやつや質や量及び金額等について見直しを検討してまいりましたが、平成28年度より現在の月額3,000円から2,000円への変更を実施する予定となっております。以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 1点、再質問を行います。

今後、一時預かりについても検討の段階ということですが、今もしお答えできればそのときの利用料金、おやつ・消耗品代についての算出の仕方についてお伺いをいたします。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） 一時利用を検討するに当たりましては、負担金についての検討も必要となつてまいると思います。ですので、基本的には利用回数に応じた設定になっていくものと考えております。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 一時預かりが導入されますと、これまで以上にきめ細やかな対応ができますので、ますます利用しやすい児童クラブになるかというふうに、今後を期待をいたしたいと思っております。

それでは、次に大きな2点目、介護ロボットの導入についてであります。

人材不足が深刻化する介護の現場、全産業の中でも高い介護職の離職率を押し上げてきた要因の一つが腰痛であります。公益財団法人社会福祉振興試験センターの2012年度社会福祉・介護福祉就労状況調査によりますと、腰痛で離職したと回答した人が14.3%に上りました。

こうした介護・看護職員の腰への負担を軽減し、利用者に質の高いケアを提供するため、神奈川県は6月「神奈川県らくらく介護宣言」を発表いたしました。同宣言の中に、「介護・看護現場で期待されるロボット機器の導入を進めること」を明記し、具体的にはサイバーダイン社製のロボットスーツHAL介護支援用腰タイプを100台導入し、県内の特別養護老人ホーム・有料老人ホームのうち希望する30カ所に3台ずつ配置いたしました。HALの特徴は、

人が体を動かすときに脳から筋肉へ送られる生体電位信号を読み取って人間の動作を支援する点で、その能力は腰にかかる負担を最大で4割軽減できるとのことであります。私ども公明会派も、6月つくば市内のサイバーダイナスタジオを訪問視察いたしました。実際、ロボットスーツHALを装着し、アシストされている感覚を体験してまいりました。

神奈川県施設の現場では、現在ベッドや枕のシーツ交換、排せつ支援、体位変換の際にHALを活用しております。同ホームの職員によりますと、「ロボットスーツになれていない部分もありますが、かがみ込む動作から戻るときにアシストされている感じがあり、腰の負担の軽減につながっている。また、今後は腰に一番負担がかかる入浴介助で、入所者の服を着脱する際にHALを活用したい」と話しておられたとのことであります。

茨城県においても、高齢化がピークを迎える2025年には、1万人の介護職員が不足すると想定されております。そこで、本県としても腰痛に悩む職員の負担軽減を図るのが目的で、本年度から特別養護老人ホームなどを対象に導入費の一部を助成するなど、支援に乗り出す旨の記事が掲載されておりました。

そこで、お伺いをいたします。1番として、牛久市における介護現場の声、現状はどのようになっているのか。わかる範囲で結構でございますので、お願いいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 介護ロボット導入についての御質問にお答えいたします。

まず、介護現場の声ということでございますが、市内の特別養護老人ホームに伺ったところ、「腰を痛めて退職する介護職員はゼロではないが、少ない」ということでした。しかし、介護職であればほとんどの方が腰痛等を患っているということで、事業者としては職員のケアをどうするか、腰痛の発生をどうやって防ぐかが問題であり、職員の介護技術講習への参加、介護福祉士へのキャリアアップなど研修支援を行い、人材を育成しているということでした。以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは②でございますが、ロボットを導入しているところは、リース方式を活用しているようでございますが、腰タイプのリース料金についてお伺いしたいと思います。

ちなみに、神奈川県では1台年間90万円ということで、まだまだロボットの活用、金額的には本当に高い高価なものになっておりますが、本県においてはどうかということについてお伺いをいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

サイバーデザイン社のロボットスーツHAL、このうちの介護支援者が腰につけて使用するタイプのものリース料金につきましては、初期導入費用が10万円、毎月の利用料金が1台10万8,000円ということです。以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 今のお話を伺っておりますと、まだ大変高価なものであります。そこで、活用できる交付金等ございましたら、またお示しいただきたいと思っております。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 交付金等に関しましては、今年度は茨城県地域医療介護総合確保基金事業によりロボット介護機器普及支援を行っており、事業対象となれば補助金が交付されることとなります。以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 県が一部助成を導入するというので、新聞に掲載されておりましたが、この県の助成の内容についてもお伺いをいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 茨城県の事業の内容についてお答えいたします。

茨城県の事業に対する補助率は、事業経費の2分の1となっております。補助金の交付にしましては市町村を経由せず、茨城県と介護事業所間で交付されております。以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、最後に当市の導入の見解についてお伺いいたします。

ちなみに石川県小松市では、介護従事者の負担軽減やより質の高いサービス提供を目的に、介護ロボット普及推進事業費補助金制度が設けられています。1事業所当たり最大50万円の助成をしているということでございますが、当市の見解についてお伺いをいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 導入の見解ということでございますが、今後団塊の世代が75歳となる2025年を目途に、十分な検証のもと導入に至るものと考えられますが、現在のところ導入経費が高額であるため、それまでには介護従事者の処遇改善に伴う介護報酬の改定など、さまざまな施策が同時に検討されるものと考えます。また、現在介護ロボットを使用している介護を実証しているところでありまして、茨城県の実施する地域医療介護総合確保基金事業でリースできることから、市としましても今後調査研究をしてみたいと考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） この腰を痛めている方、私の身近にいる人も離職した人もおります。

また、腰痛を抱えながら仕事を続けている方もおります。今後、介護現場の悪循環を改善するための検討をこれからまた、今すぐは高価なものですので導入ということはなかなか難しい点があるかと思いますが、今後改善策も考えていっていただきたいというふうに思います。

それでは、最後に大きな3点目、安心して子供を産み育てる環境づくりについての①「移動式赤ちゃんの駅」導入についてであります。

このテーマにつきましては、1年前の9月議会で取り上げさせていただきました。この「赤ちゃんの駅」という言葉は全国的に使われていますが、当市では「ママと赤ちゃんのほっと・すぺーす」という名称で表現されています。牛久市内の公共施設やお店などに、子育て中の親子が気軽に立ち寄って授乳やおむつがえができるスペースが確保され、親子の外出をサポートする事業であります。ちなみに、現在市内公共施設及び保育園には24カ所、病院に2カ所、店舗に22カ所、合わせて48カ所に設置されているところでございます。

今回の一般質問では、「移動式赤ちゃんの駅」ということで再度取り上げさせていただきました。近年、さまざまなイベント会場で乳幼児連れの母親が授乳やおむつがえのために自由に使えるようにと、移動が可能なテントや折り畳み式おむつ交換台を「移動式赤ちゃんの駅」として無料で貸し出す自治体がふえております。近隣市町村でも、つくばみらい市、美浦村、龍ヶ崎市、稲敷市など既に導入しており、市民からは「赤ちゃんの駅の中なら安心して子供の世話ができます」、また「こうした場所が用意されていると、安心して外出できます」など、喜びの声が寄せられているとのことでございます。当市においても、かっぱ祭りやWa iワイまつり、運動会など多数のイベント時に活用できれば、安心して子供を産み育てる子育て支援の環境づくりにつながるものと考えます。

また、このたびの鬼怒川決壊で甚大な被害を受けた常総市の若いお母さんが、避難所生活の中で「子供のおむつがえの場所がなくて困っています」とマスコミの取材に答えている様子がテレビで放映されました。この報道を見ていた稲敷市では、6月に導入したばかりの「移動式赤ちゃんの駅」をすぐに常総市に貸し出しの手配をし、大変に喜ばれたとのエピソードも届いているところでございます。

このように、災害時にも大いに役立つことが実証されました「移動式赤ちゃんの駅」の導入について、再度市の御見解を伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 「移動式赤ちゃんの駅」導入についてお答えいたします。

乳幼児を連れての外出の際、授乳やおむつがえができる場の環境整備は全国的に「赤ちゃんの駅」等の名称で、自治体が登録・管理する施設において設置が進められており、さらにイベント等で活用できる移動式の購入についても近隣市町村で開始されております。

牛久市では、平成21年4月より「ママと赤ちゃんのほっと・すぺーす」という名称で、登録・整備事業を開始し、現在の登録数は55カ所となっております。設置場所は、市内公共施設及び保育園30カ所、病院2カ所、店舗等23カ所となっておりますので、イベントや災害時にも活用できると考えております。

しかしながら、災害時に2次避難所となる市内小中学校などの教育施設には、設置がありません。今回常総市の水害で、避難所に「移動式赤ちゃんの駅」が活用されたことから、今後牛久市においても「移動式赤ちゃんの駅」を購入し、イベントや災害時に安全に有効活用できるよう進めてまいりたいと考えております。また、引き続き日常の生活で有効活用できる場所として、「ママと赤ちゃんのほっと・すぺーす」の登録もふやしていくことで、乳幼児を連れた家族が安心して生活できる環境の整備に努めてまいります。以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） ただいまの御答弁の中で、1年前からは「ほっと・すぺーす」が7カ所ふえているということが今わかりまして、大変喜ばしく思っております。ですので、また今後この「移動式赤ちゃんの駅」、災害関係でも今前向きな御答弁をいただきましたので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、最後に②の不育症対策についてであります。このテーマにつきましては、3年前にも質問させていただきました。質問の内容は、私のほうは余り変わっていないんですけども、3年が経過し、不育症対策に対しての当市の見解を再度伺いたいと存じます。

不育症は、妊娠が困難な不妊症とは異なり、妊娠はしますが流産や死産を繰り返す症状で、厚労省の研究班では「2回連続した流産・死産があれば、不育症と診断する」と定義されています。名古屋市立大学の研究では、2回以上の流産経験のある方は4.2%で、国内に140万人、毎年3万人に発症しているとのことであります。

原因はさまざま考えられますが、両親のどちらかに染色体異常があるケースや、母体の子宮形態の異常、血液が固まりやすく、胎児に栄養が行き届かないことなどが挙げられておりますが、65.3%が原因不明とされております。しかしながら、原因不明例も含めカウンセリングを行い、適正な検査や治療を行えば85%の患者が出産を迎えられることもわかっております。また、原因がわかっている抗リン脂質抗体症候群やプロテインS欠乏症については、血液の凝固を防ぎ血栓をできにくくするヘパリンの投与を行い効果を上げていますが、ヘパリンは妊娠がわかってから出産まで毎日、朝夕の合計2回注射をしなければなりません。月数万円から5万円の費用がかかる上、妊婦にとって身体的、時間的、精神的大きな負担となります。

平成23年までは保険がききませんでしたので、医師の中では投与をためらう傾向がありました。しかしながら、うれしいことに平成24年1月1日からヘパリンの在宅自己注射に保険

が適用になり、患者さんにとっては大きな朗報となりました。それでも、ヘパリンの投与で効果を上げる不育症患者は全体の25%にすぎず、大半は経済的にも厳しい状況下であり、出産を諦めるケースも少なくありません。不育症治療に対する公費助成を実施する自治体は、毎年少しずつふえておりますが、まだまだこれからという状況ではあります。

そのような中で、神奈川県二宮町と愛媛県今治市では、不育症治療への助成を今年度からスタートさせました。今治市では、「費用を気にせず治療に専念できるように、制度を創設した。不育症という病気があることを知ってもらい、積極的に活用してほしい」とコメントしております。ちなみに、助成額は年間5万円が限度額とのことであります。

私がこのテーマを2度取り上げた理由は、適正な検査や治療を行えば、85%の患者が出産を迎えられることがわかっているという点でございます。不育症対策として、治療への助成に対する当市の見解を再度お伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 尾野議員の不育症助成事業について御回答いたします。

県内では、平成23年度に日立市が開始し、平成25年度から東海村、平成26年度から常陸太田市で実施され、平成26年度実績は2市1町、合計13件となっております。助成の内容は、不育症と診断された方への保険適用外の検査及び治療費用となっております。不育症の原因を探る基本的な検査は保険適用となっておりますが、さらに原因を特定していくための検査は保険適用外で、費用の負担が大きくなります。つきましては、不育症の治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されない不育症治療に要する費用の一部助成を実施に向けて検討してまいります。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） ただいま前向きの御答弁をいただきまして、大変にありがとうございます。適切な治療を行えば、出産の可能性が非常に高いということですので、ぜひ前向きな今後の検討をよろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（市川圭一君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時5分といたします。

午前10時49分休憩

午前11時05分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、8番須藤京子君。

〔8 番須藤京子君登壇〕

○8 番（須藤京子君） 皆様、こんにちは。市民クラブの須藤京子でございます。

根本市長におかれては、御就任おめでとうございます。牛久市は、これから新しい市長のもとで、市民のための市政へと変わっていくものと信じております。

前任市長は、さまざまな日本一構想を掲げ、先駆的な事業に取り組むパフォーマンスを市民に強烈にアピールしつつ、その大義名分の陰で立場を利用して特定の組織、団体、個人、そして自分に優しいまちづくりを進めていたように思います。国庫補助金を活用し、時代を先取りする施策を推進する手腕は、実態を知らない市民にとってはやり手の市長に見えたと思います。しかし、そのやり方で始められた事業は、やがて補助金の終了とともに事業継続に係る経費が財政に重くのしかかり、経常収支比率を押し上げる結果を招く事態を引き起こしてきました。総合計画にない計画も、市民ニーズに応え積極的に推進するという美名のもとで、無秩序に事業が行われました。

私は、それを正していけない議会の布陣に何度も口惜しさを感じていました。そうした日々を送る中で、この日を迎えることを強く望んでおりました。また、同様の思いは私だけでなく、多くの市民もまた持っているということも、この選挙で知りました。多くの市民が新市長に期待を寄せていることをお伝えし、それでは一問一答方式で一般質問を行ってまいります。

今回の質問は、新市長に政治姿勢と当面の諸課題について、4項目10点について伺うものであります。

まず初めは、新市長の政治姿勢について3点伺います。

前市長の不正疑惑への対応。前市長の任期中に一番大きな問題となったのは、小坂城址の土地購入をめぐる不正疑惑でした。この問題は、平成23年7月の新聞報道により市民の知るところとなり、その後たびたび事実解明のための百条委員会の設置を求める請願や署名が寄せられたにもかかわらず、否決され続けました。やっと平成26年10月に設置され、平成27年3月議会にはその結果が報告されるはずでしたが、前市長派の議員の抵抗に遭い、結果として委員会そのものが自然消滅する事態となりました。

一方、市民による告発によって捜査した水戸地方検察庁は、嫌疑不十分で不起訴処分との決定を下しました。前市長はこれを受け、「疑惑が晴れた」と宣言しました。しかし、何をもちて嫌疑不十分とされたのか、その実態もわからない状態では、市民は納得できるものではなく、疑惑が晴れたとは言えないと思っています。こうした市民の思いを受けとめ、議会としては事実はどうだったのかを、改めて解明していく必要があると思われまます。

今議会には、調査のための百条委員会設置を求める決議案が提出されています。市長選では、根本市長もこの問題について言及しておられましたが、このまま事実解明をせざるやむやに終

わらせては、議会も市執行部も市民から見放されてしまうと思います。議会は議会として進めていかなければなりません、市も最大限の協力をすべきと考えます。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 須藤議員の前市長への疑惑への対応についての御質問にお答えします。

議員の御質問にありました百条委員会が設置され、議会の調査が行われる際には、市として法令の規定に基づいてきちんとした対応をしております。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 百条委員会設置がされたときの市の体制は、わかりました。それで、前回は委員会が設置され、一部非公開として会議が持たれた経緯もあります。そうしたことから、資料の提供等を含めて表に出すことについて、議会の中でもいろいろな意見が出されました。

市としては、資料が提出された暁には議会のほうでその公表をすべきであるというふうに判断した場合は、これに何ら市としての意見を挟むということはないというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 再度申し上げますが、やはり法令の規定が非常に重要な部分でございますので、それに基づいて、そしてできる限り開示したいと思っております。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今の件については、議会は議会として、これから私たちが決議案についてどういうふうに対応していくかということについて、きちんと答えを出していくこととなりますけれども、この件に関してはきのう市長もほかの議員の答弁に対して、百条委員会が設置されなかった場合は第三者委員会というようなことも御発言ありましたけれども、この点について再度市長の考えを伺わせてください。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 百条委員会は議会の皆様の案件でございますが、私はこの百条委員会が仮になくても、市執行部独自で私の公約でありました第三者委員会を設立し、そして皆様の疑惑に対するお答えをしっかりと説明していきたいと思っております。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それは、ぜひともそういうふうをお願いしたいと思います。議会は議会の責任を果たさなければいけないし、市長は公約で公言なさったわけですので、その点について粛々と進めていっていただきたいと思っております。

その第三者委員会については、弁護士の先生とかさまざまな専門的な見地・見解をお持ちの方、そういう方々で組織されるというふうに思いますが、その際にも報告ということがやはり重要になってくるとは思いますけれども、その辺は市長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） やはり第三者委員会をつくっても、さまざまな委員会の規定とかいろいろございますと思いますが、私としてもその第三者委員会の中身をどのように皆さんに開示したらいいのか、それはまた執行部のほうで協議いたしまして進めたい。そして、私は第三者委員会は10人程度がいいのかなという形で思っています。その中には税理士の皆さん、それから弁護士さんとか、そのような財務的また実務的な法的な有識者を入れて、そしてどのようなことが行われたことを精査しながら、皆様に開示していくつもりでございます。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、そういうふうに市長のお立場で進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問にいきいたいというふうに思います。

市民に信頼される公正な行政運営ということで、前市長のときこの小坂城址の土地購入問題に象徴されるように、さまざまな点で市民の信頼を欠く行政運営をしていたように私には思われます。市民ニーズに迅速に対応する柔軟な行政運営を打ち出しましたが、市民の間には「要望は、市長に直接話をすれば実現できる」というような風潮を生み出し、市民ニーズが公共の福祉のためのものか特定の市民のためのものか判然としない中で実行されていく状況をつくり出しました。

予算の提案権が市長にのみあることを武器に行われるこうしたトップダウンの恣意的な行政運営は、総合計画や当初予算に見込まれていない事業も頻発する事態を生みました。「議会で常に賛同を得られる過半数の議員さえ確保しておけば、何とでもなる」と言わんばかりの行政運営は、土地購入においては「公共の用に用いるため取得するのだから」と、実際の売買価格とはかけ離れていても当たり前という価格で取得され、市民の間では「私の土地も買ってほしい」との本気交じりの冗談が流布されておりました。さらに、選挙に協力したかどうかで公共事業や物品納入の業者間に差別的取り扱いを行ったり、職員採用に関しても不透明な取り扱いがあったとうわさされたり、団体への補助金の額に影響が出たり、さまざまな話が起きていました。この間、多くの市民は置き去りにされ続けてきたのです。こうした行政運営が健全なはずがありません。

根本市長は、この4年間は議会を離れていらっしゃいましたが、市民としては前市長の市政運営、行政運営がどのように見えていたのでしょうか。市民に信頼され、公平・公正で透明性

の高い行政運営に徹するため、根本市長の行政運営の方針を伺います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私の政治理念でございますが、公正な行政運営が私の基本的な理念でございます。「対話」、そして「市民の視点」に立った「自治体運営」です。市政の課題に対して、市民の皆さんと徹底的に議論し、一つ一つ市民の皆様の立場に立って解決していきたいと思っております。

選挙期間中にも繰り返して申し上げましたが、全市民の負託をいただき、この理念に基づき各般の行政運営を進めてまいる所存でございます。また、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今、市長の基本的なお考えを伺いました。市民に信頼される公平・公正な行政運営というときに、やはり問題になるのは先ほどもおっしゃっておられた市民の声を聞く「対話」だというふうに思います。この「対話」については、次の項目のところでお伺いいたしますので、これにあわせて次の質問のほうに移らせていただきます。

「対話の重視」ということで、根本市長は選挙におけるリーフレットの中で「私の基本理念は対話による市民の視点に立った自治体運営です」と語っておられます。自治体運営は、言うまでもなく市民福祉の向上を目指し行われるものであります。市は、市民の福祉を向上させるため、その責務を果たさなければなりません。一方で市民も地域社会の一員としての自覚と連帯を強め、一体となって市民福祉の向上に寄与しなければ果たせるものではありません。

市長は、公約の中に「自治体基本条例の制定」を掲げておられます。私も過去、議会において「自治基本条例の制定」について一般質問した経緯があります。地方分権が進み、財政も硬直化し、人口減少時代に突入した現代にあって、第3次総合計画の第1章「まちづくりの将来像」の一文にある「牛久ならではの新しい価値を創造していくまちづくり」を進めていくためには、市も市民もともに考え、ともに汗をかかなければいけないものだと思います。

そうしたまちづくりには、対話は欠かせないものです。市長は、公約の1番目にタウンミーティングの実施を掲げておられます。このタウンミーティングは、前市長も熱心に行っていました。市民の声を聞くこと、これは市政運営の「基本の基」というものだと思います。しかし、聞くことと対話は違うものだと考えます。市長が市民の声を聞くというスタンスでなく、「対話」を掲げられたことは大変重要だと考えております。市民の声を聞いて、トップダウンで事業化するというこれまでのスタイルを払拭していただきたいと思っております。市民の声は、住民の福祉の向上なのか、特定の誰かの福祉の向上なのかをしっかりと見きわめ、時に市民に「ノー」を言うことも市長の重要な役割だと思います。

しかし、そのとき大切なのは「ノー」の理由をしっかりと伝え、理解を求めることです。こうした対話できる関係性を市民との間に築くことが、これからの市政運営に求められることだと考えます。

タウンミーティングが市民の要望を受け付ける場とならないよう、実施に当たっては御留意いただきたいと思いますが、市長の「対話による市民の視点に立った自治体運営」についての考え方を伺います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 須藤議員の御指摘のとおり、私の挙げました12の提案の1番目に置いたのが「市民の皆様との直接につながるタウンミーティングの実施」であります。これは、市民の声を聞いてトップダウンで事業化するために行うものではなく、対話による市民の視点に立った自治体運営のために行うものであります。市政の課題については、説明して終わるのではなく、きちんとした対話をした上で市民の皆さんの幸福が最大になる方策を選んでまいりたいと考えております。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今こうしたタウンミーティングを行われると、これまで往々にして本当に市民の方の要望を聞く場ということになりがちだというふうに思います。根本市長がおっしゃられるように、市民の声を聞くことは大変重要ではありますけれども、その中でどれを公の責任として市政運営の中で執行部全体として捉え、そして事業実施していくかということが重要になってくるというふうに思います。こうしたタウンミーティングを行う中で聞いた声を、どのように事業への実施として具現化していくのか。その辺についての市長のお考えがあれば、聞かせていただきたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私、タウンミーティングの具体的なものとしては、中学校今5校ですね、それから小学校が8校ですね、そのような学区の単位で私は実施していきたいと思います。タウンミーティングにしても、執行部としても私としてもまず聞いて、そして「私たち今の状況はこうである」ということを、やっぱり市民の方にもしっかりと説明するということが大切だと思います。その中で、さっき須藤議員も言われたように、もうこれは「ノー」でしかないよということも、しっかりと説明するというときもあります。そのような状況をどのように皆さんに説明し、そしてまたどのように開示するかでございますが、市にはホームページもございますので、そういったものをまた活用しながら、そして皆さんとの対話によるまちづくりがどうなるかということと皆さんとまたいろいろな観点において、これ始まったばかりでございますので、皆様の意見を聞きながら、そしてこのようなタウンミーティングにしていったらいい

んじゃないかという話を、また時には議員の皆様も一緒になされるのも一つの方策であるというふうに私は考えております。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 先ほども申し上げましたけれども、タウンミーティングは前市長も熱心にやっておられました。それが、市民の声を伺うと、その中でいろいろ感じられる、これはしたほうがいいだろうとの御判断のもとに事業化されていくということもあったように思われますけれども、その際どこまでその件について担当部局以外の全体を見渡して予算のバランス、配分を考慮に入れながら事業化をしていくというような判断がなされたのかなということが、ひとつ疑念としてこれまでの市政運営の中では思っておりました。庁内での会議のあり方については、また違う場面でちょっとお話をさせていただきますので、ぜひそれぞれの立場、市長は市長の立場として承ること、そしてそれぞれの部局が700以上ある事業の中でどういうふうに事業執行していったらいいのかということを踏まえながら、執行部の中でもこれまでのようなトップダウンではなく、執行部の中でも対話をきちんと持っていただいて、市政運営・事業執行に当たっていただきたいというふうに思います。

その点をお願いをして、次の問題に移っていきたいと思います。

次は、議会との関係についてであります。今牛久市議会では、地方分権時代にふさわしい真の地方自治の実現を目指し、改革を進めております。その議会改革の一つに、議会基本条例の制定があります。議会基本条例は、地方自治のもと市民から負託を受けた市長とともに、二元代表制の一翼を担う存在として市民福祉の向上と市政の発展に寄与するため、市民から信頼される議会にすべく制定をしていくものであります。

根本市長は、漏れ聞くところによると、二元代表制のもと議会とも対話を通して適切な市政運営に努めるとのお考えをお持ちだということで、ただいまも御発言の中にありました。前市長の時代は、議会との関係は最悪の状況だったと私は思っています。議員としては、時に「ノー」を突きつけることがありましたが、前市長はここが議会かと疑わしくなるような言動で議員と対峙し、品格と冷静を基調とする議会とは思えない場面が頻発しました。また、議案に反対した議員を悪者のように仕立て、「一部議員たちによって市政が停滞している」と一方的な情報を発信し、市民と議会の信頼を揺るがす事態も引き起しました。これからは、市民福祉の向上のため、市長は市長として、議会は議会として、ともに働いていけたらと思っております。

それでは、議会と情報共有、情報提供のあり方について質問をいたします。

議会に上程される議案の審議において、適切な判断をするためには議員はそれぞれの条例や予算に関し、その背景や影響、費用対効果などあらゆる角度から掘り下げていかなければなりません。そのためには、市は都合のよい情報だけでなく、可能な限り保有する情報を議会に提

供していくことが必要となります。そうでなければ、議会は正常に判断することができませんし、議員は情報を共有することで調査の無駄がなくなり、効率的な議員活動に取り組むことができるようになります。しかしながら、前市長は議員に対しては、情報共有どころか情報提供さえ消極的と言わざるを得ない状態でした。

一方で、市民の多数集まる場所や定例記者会見などでは、議会に上程される前の情報を発表し、さも決定されたかのような印象を与え、既成事実化していくという情報提供を行ってもしました。しかも、それらについてあらかじめ議会への説明はなく、定例記者会見の内容を伝える新聞記事を見て、初めて新たに始まる事業を知るということも、私はたびたびありました。つくば市では、庁議にかけられた事案を議員に一斉配信したり、ホームページに記載したりしています。こうした情報提供を行うことは、議会への最低限の配慮ではないかと思います。

また、過去の議会において私は予算編成過程の公開を求める質問をしましたが、こうした情報を公開することは市政の透明性を高め、信頼性を深めるものと考えています。議会への情報提供により対話が深まり、よりよい市政運営につながっていくものと確信しますが、市長の考えを伺います。

○議長（市川圭一君） 市長公室次長飯野喜行君。

○市長公室次長兼行政経営課長（飯野喜行君） 須藤議員の御質問にお答えをいたします。

庁議における審議案件の事前の情報提供につきましては、定例庁議の場合、通常、開催の約2週間前に、市長名による開催通知を庁内各課に行っております。その後、各部内による審議案件の調整を経まして、前日までに審議案件が出そろった形となっております。現在、庁議開催後の審議結果につきましては、市ホームページにおいて速やかに公表をしております。これらの例に倣いまして、審議案件につきましても可能な範囲で事前公表をしてみたいと考えております。

また、定例記者会見において発表される案件、項目等につきましても、庁議同様事前の情報提供に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 議会への情報提供というのは、これからは違ってくるというふうに信じておりますので、この予算編成過程の公開というのは一例でございますけれども、やはりこうした大きなものが決まっていくその途中段階を可能な限り市民、そして市民の代表である議会に提供するということが、透明性を高めるという点で今いろいろな自治体で、県議会ではもう大きくやっているところもございますし、市議会レベルでも多く取り組んでいるところもありますので、その点をよく協議しながら進めていっていただきたいと思います。これは、その言葉で終わりにさせていただきます。

次に、事務局体制の強化について質問をいたします。

議会事務局の人員増を図るよう、これまで議会では決議を上げ、議長名で申し入れをしてまいりました。しかしながら議会制民主主義を軽視する前市長は、一向に増強する気はないようでした。議会事務局は、本来議案審議や条例制定などさまざまな議員活動をサポートする機能が求められています。しかしながら、現状ではスムーズな議事運営や委員会のサポートで手いっぱい、議員の政策立案を支援するシンクタンク機能は果たせていない状態に置かれています。議会改革が進み、議会報告会も定着するとともに、市民の声を議会としてどう政策に結びつけていくかが、今後議会は問われることとなります。こうした流れの中で、議会事務局の強化は議会を支える上で欠くべからざるものと言えます。

根本市長は議員として、また議長として議会を牽引してこられた経験から、この問題は御理解いただけるものと思いますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 人事部長川上秀知君。

○人事部長（川上秀知君） 須藤議員の事務局体制の強化についての御質問についてお答えいたします。

事務局体制の強化の一つといたしまして、まず市議会の運営に必要な事務を円滑に処理するために、議長及び議員活動における最大の補助者である議会事務局長を部長級とし、その職務と責任を明確にしていまいりたいと考えております。また、今後の議会事務局のあり方につきましては、先般平成27年の10月13日付「議会事務局の体制強化についての申し入れ」を初めといたしまして、これまで議長からの申し入れ書の内容につきまして議会事務局ともいまい一度話し合う機会を設けさせていただき、また議員の皆様からの御意見をお聞きしながら、検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） この問題については、議会の問題でもあります。議会としても、しっかりと執行部に対して「こういう点で、議会事務局の増強が必要なんだ」ということを訴えていかれるよう、議会基本条例の中でもうたっておりますけれども、議会の改革を進めると同時に、市民に信頼される議会として当然議会事務局の増強が重要だというふうに言うだけで、積極的に頑張っていきたいと思っております。それでは、この点は以上にしておきます。

次に、3番目の行政運営についてであります。人事の問題と、会議や情報開示の問題を取り上げたいと思います。

これらもまた、前市長の12年間の市政運営でずたずたになってしまったのではないかと思います。人事体制の立て直しと職員採用の計画については、これまで牛久市の常勤職員数は12年間で100人余りが減少する事態となっています。行財政改革の柱が人件費の抑制にシフ

トし、公務員は優遇されているとの風潮の中で人員削減が市民受けする絶好の材料だったことから、過度の削減が行われたように思います。現在の職員体制は、市の発展とともに増加していった職員が50代となり、その後職員の非常勤化で30代前半以降が極端に少ない、いびつな年齢構成となっています。

こうした現状に対しては、今後の業務の継承に支障は出ないのか、政策や計画が外部のコンサルタント任せになってはいないか、人員不足が単純ミスや事故につながる可能性はないのかなど、数々の疑問が湧いてきます。こうした事態への立て直しには、政治倫理に反しない公正な人事体制の確立とともに、専門職以外の一般行政職も含めた計画的な職員の採用も積極的に行うべきと考えますが、人事行政に対する市長のお考えを伺います。

○議長（市川圭一君） 人事部次長小川茂生君。

○人事部次長兼人事課長（小川茂生君） 須藤議員の人事行政に対する御質問についてお答えいたします。

現在の市職員の年齢構成につきましては、50歳代の職員が突出しており、事務事業に関するノウハウの継承など将来の大量退職に伴う市民サービスへの影響を懸念しております。このような事態を招くことがないように、持続可能な市民サービスの提供とそれに伴う職員構成の見直しを図ってまいります。

さらに、今後必要な経費やその影響も考慮しながら、総合的な人事施策に基づいた計画的かつ効率的な職員の採用方法を検討してまいります。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） その検討に当たって、どういう形で検討を行うかというのもまた重要になってくるというふうに思います。これまでの退職された部長、課長等を含めて、そういう方々が一旦外に出て外からこの市役所を見た場合、現在の人事体制というのがどういうふうになっているか、その点もそういった方々の御意見を参考にしながらやっていくということも、重要になってくるのではないかなというふうに思いますが、その検討する体制について現在のところ考えられているものがあれば、お示しをいただきたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） このような牛久市の職員に対しての形、逆ピラミッド的なものがございまして、これから非常に懸念されるところでございます。また、多くの職員が自分の意思もない状況でやめた方もおります。その人たちにいま一度能力を、状況の許される方にはもう一度この行政に対して力をかしてくれるかどうかというふうなアクションは、私は数人にいたしております。それが全ていいのか悪いかは別にいたしましても、そのような人の力をかりることも必要なかなというふうに私は判断しています。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） この人事に関しては、採用されている職員それぞれが100%の力を発揮すれば、牛久市政は大きく変わってくると思います。大きなおもしろが取れた今、新たな形で皆さん意欲を持っておられると思いますけれども、おもしろが取れたことによって緩んでしまっただけではまたいけないというふうに思いますので、その点を十分肝に銘じて市民から「何だ、このごろの市役所はたるんでいるな」というようなことに見られないように、職員の皆さん心を引き締めて業務に当たっていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、次に庁議や会議のあり方と情報開示の推進について質問を行っていきます。

前市長の行政運営で、会議のやり方もまた特異ではなかったかと思われます。通常、市長、副市長、教育長や部長級で組織する庁議と呼ばれる会議は、最終意思決定機関として市政の基本的方針を総合的視野から策定し、推進に当たっての調整を図るために開催されるものであります。多くの自治体では、課長級の部内会議、部長級の連絡調整会議などの討議を経て、庁議で決定していく体制がとられています。庁議の開催は、ほとんどが月に1回から二、三回程度となっていて、牛久市でも訓令第3号の庁議訓令によると、「月1回の開催」となっています。

しかしこの12年間は、庁議と同様のメンバーによる朝の会と呼ばれる会議が週何回も開催され、事細かに事業の提案報告が求められ、決裁を受けなければならない状態でした。また、庁議を初め会議に関する情報提供については消極的で、一つ一つ私なども含め情報提供を求めると、情報公開請求をしなければ内容はわからないという状況にありました。市民も参加する審議会や委員会では、どこを見ても同じようなメンバーが顔をそろえ、看板だけつけかえた行政に都合がいい会議となっていないかという指摘もあります。

根本市長は「市民との協働を進める」としていますが、そのためには会議にふさわしい人選を行い、活発な議論が展開できるような運営とともに、情報を積極的に開示し、より市政の透明性を高め、信頼性を深めていく必要があると思われます。また、多くの市民に関心を持っていただくため、審議会などの開催を積極的に告知していくことも重要だと思いますが、市長のお考えを伺います。

○議長（市川圭一君） 市長公室次長飯野喜行君。

○市長公室次長兼行政経営課長（飯野喜行君） 須藤議員の御質問にお答えいたします。

庁議など市役所内部の会議のあり方につきましては、通常庁議等における審議案件、これが発生した場合には課内での意思決定、また部内調整会議、部長会議、そして庁議での審議へと案件が精査され、庁議の審議案件として提出をされております。その際、部長会議等によりまして庁議決定後の事業展開が適切にかつ効率的に実施できるよう、各部・各課の横断的な調整も図られております。今後も、より一層組織として意思決定のプロセスを重視しながら、庁内

各部署の活発な議論によりまして可能な限り透明性のある庁議、また会議にしていきたいと考えております。

また、現在庁議に係る公表につきましては、審議後速やかに案件と結果の公表を行っておりますけれども、今後可能な限り審議案件の要点等につきましても、結果とともに公表してまいりたいと考えております。

また、審議会や委員会の人選につきましては、常に公平性を担保しつつ審議会等の運営が円滑に行われるように、審議会等の目的、また性質に応じた適任者を選任していきたいと考えております。

また、審議会等の開催告知につきましては、平成16年度より既に実施しております。今後、1人でも多くの市民の皆様さまにさまざまな審議会、あるいは委員会の活動に関心を持っていただけるように、積極的に開催告知を行い、また審議内容の公表に努め、透明性を確保してまいりたいと考えております。

また、先ほどの須藤議員の御質問の中で予算編成会議、予算編成過程の公表につきまして答弁漏れしました。答弁させていただきます。

予算編成過程につきましては、公開につきましては、作業の中でも単なる事業のヒアリングから投資的事業の優先順位づけの会議など、幾つかの段階がございます。今後公開が可能かどうか、ぜひ検討してまいりたいと考えております。

なお、昨年度第1回の定例会の予算特別委員会等でも御答弁を申し上げております。間もなく各課からの予算要求が開始されます平成28年度の予算編成から、編成過程の状況、また進捗等につきましては逐次ホームページ等におきまして公表してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 先ほど言った課長級のそういう話し合いということなんですが、私は会社で言うならば事務系、それから営業系、現場系とございますけれども、市の行政ではそういう名称はありませんけれども、そのような約3つのブロックに分けて、それでその課でいろいろな話をしてほしい。月1程度にある程度の目的というか、そういうテーマをつけて話し、それでまた部長クラス、部長は全部集まりますので、そういうところでまた部長にいろいろな話を聞くということ。要は、下からの職員のそういう意識をどのように上げるかということ、私今非常にどうしたらいいかということでございますので、そういうことに対しても積極的に、そして「今から検討する」じゃなくて「どういう検討するんですか」という話を、この前の皆さんへの答弁のときでも「検討じゃありません。その検討について、どのようなことをするんですか。できませんか、できるか」、そこまでやりましょうというようなことを私は話してお

ります。

皆さんの、またこれからの御意見を参考に頑張りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） この会議というのは、民主的な会議のルールができなければ、ややもすると権力が集中しがちな体制というのが一番会議を進めるときに速いわけですね。民主主義というのは大変時間がかかるものですから、そうしたことを考えると今根本市長がおっしゃっておられたように、各課・各部局の中での討議を重要視しながら進めていくということをぜひ進めていただきたいというふうに思います。

それでは、ちょっと時間がなくなってきたので、次に進めさせていただきます。各種政策についてということで、根本市長が公約に掲げられた事業を含め、牛久市の課題3点について質問をまいります。

まず、ひたち野地区の中学校新設の問題であります。これは、今回の市長選でも大きな争点となりました。結果は、中学校新設を掲げた根本市長が当選されたことにより、民意は大きく変わってきたというふうに思います。ひたち野地区では投票率も伸び、こうした問題への関心の高さがうかがわれました。この問題については、昨日の一般質問でも多くの議員が取り上げておりますことから、新設に向け早々に動き出そうとしていることが私にも理解されました。

そこで、私からはこの推進するに当たっての組織体制についてお伺いをしたいと思います。下根中学校の教育環境を守っていくためにも、時間はおろそかにできません。中学校分離新設を前提にした中での下根中学校の増築を、どう具体的に進めていくのか。また、新設に向けてはどういう工程を描いていくのか。これらは、同時並行して進めていかなければなりません。そうしたときには人員、それから予算の配分等も含め大きな問題が必要となってくると思われます。そして、まさにまたこれも市長がおっしゃっておられる対話を通して、市民にもお伝えしていかなければいけないというふうに思いますけれども。

こうしたことを短期間にこなしていくために、市が今考えているところについてお尋ねをいたします。特に、ひたち野うしく小学校の建設に当たっては、市の職員がさまざま教員の方、そして保護者の方、そして障害を持っているお子さんも考慮に入れながら、どういった学校が一番いいのかということを調査した上で、あの学校を建設に持っていったというようなこともございます。こうしたことは、根本市長も御存じだろうと思いますけれども、市の職員を大きく活用するということが大事だというふうに思いますけれども、その点について庁内での組織体制のあり方、それをお伺いさせていただきます。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） それでは、ただいまの須藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

ひたち野うしく地区の中学校新設までの検討工程ということでございますが、現段階では実質的な部分はまだ未定ということで、ただ昨日市長の答弁もありましたように、この議会が終了した後プロジェクトチームを結成し、そこが専門的に今回の中学校新設に当たっていくという答弁にありましたように、そういう体制で進んでいくものというふうに考えているわけでございます。

実際の工程の内容といたしましては、昨日柳井議員の御質問にもお答えしましたように、今後用地の選定、通学区及び学校規模の決定、そしてそれらに伴う基本及び実施設計、埋蔵文化財の調査、補助金の申請、工事施工というような工程で進んでいくものというふうに考えているところでございます。

一方で、新設中学校開校までの期間におきましても、下根中学校の生徒数、これは増加を続けていくということでございますので、その対策といたしましては仮設校舎を建設し、教室不足に備える必要があると考えているところでございます。仮設校舎の建設に際しましては、特別教室や図書室など子供たちが毎日過ごす普通教室以外の教室を仮設校舎に配置するなどして、教室の配置の面、それと仮設校舎の実際の建設位置ですね、設置場所などについてもあわせて工夫することによりまして、子供たちの教育環境への影響というものをとにかく最小限にとどめるということで、努力をしてみたいというふうに思っております。

また、プロジェクトチーム等による庁内検討の結果の公表ということでございますが、市長の所信表明にもございましたようにさまざまな課題に対して市民の皆様と徹底的に議論し、市民の皆様の立場に立ち解決していくという基本理念、これに基づきまして市議会議員の皆様を初めといたしまして、市民の皆様からの意見聴取、また意見交換の時間を十分に確保した上で事業展開に入っている所存でございますので、御理解と御協力をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今の説明の中で、市民の皆様にも御理解をいただくような機会を設けてくださるということになると思いますけれども、この点市民の方々から今回も請願が上がってきているというふうに思います。市民の方々には、根本市長が当選されたということで大きく市の方向性が変わったということは実感されておりますけれども、その中で何をやっぱり大事にしてほしいのかということ、それぞれの立場で訴えていきたいんだらうというふうに思います。そうした会議を、それぞれ庁内の体制を進めるとともに、聞く機会を早急に設けるということも重要になってくると思いますが、その点に関してはいかがでしょうか。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 市民の皆様の御意見を聞くということで、もちろん市長の基本理念でもありますので、そういう体制というのはしっかりつくっていききたいということは当然でございます。そういった中で、当然早急にというお話でございますが、やはりこちらとしても全く何も準備のない状態でお話を伺うだけというのもどうなのかなというふうに実際考えておりますので、ある程度準備期間というものをお願いした上で、その中で市民の皆様の意見をお伺いし、そういったものを先ほど議員からもありましたように、子供たちの意見もそうですけれども設計等に反映していくと。市民にとっての拠点である学校建設ということでございますので、やっぱりつくってよかったなと思われるようなものにしていききたいという考えのもとで、いろいろと意見交換もしくは意見の聴取というものを行っていききたいというふうに思っております。以上です。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 中学校のそういう説明ですけれども、私一つ考えているのは、やっぱり土地がある程度決まらないと大まかな設計ができない。そこでもって、皆さんに「こういう場所で、こういう学校をつくります」ということで、それからいろいろ話が進むと。1回で済むと思いませんけれども、最初はそういうある程度土地のめどがついて、それでこういう規模のということで、それから細部にわたってはまた「ああだ、こうだ」という話をしていただくのが一番。恐らくいろいろな話、PTAの方のいろいろな話を聞くと、やっぱり5回くらいはそういう話をしてもいいんじゃないかなということでございます。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今市長、それから部長から御答弁いただきましたけれども、そういうことも含めて何らかの形で市民にお示しをいただきたい。やはり市民というのは、市長がかわられてそれで「そういう方向性が出たな」ということで、もう結構気持ちとしては先走って行くというふうに思うんですね。ですが、今市長がおっしゃっておられたように土地の目星というか、どういうところでどんなふうにやるかという大まかなコンセプトが決まらない中では、もちろん今部長もおっしゃっておられたようなことというのはできないと、これは理解できません。ですから、そういう点をきちんと捉えた上で、次の段階で「市民の皆様に御意見を伺います」というようなことを何らかの形で市民にお伝えをしていただけると、我々としても大変市民の方への答えに信頼性というか、議員が言ってもなかなか信頼していただけないものですから、そういうふうにしていただけるとありがたいなということで、その点を特にお願いを申し上げます。

それでは、次にグリーンファームの問題について質問いたします。グリーンファームの運営

ということです。

この問題も昨日の一般質問で取り上げられておりましたことから、この問題についての関心の高さがうかがえることとなりました。御存じのように、うしくグリーンファームは市が100%出資して設立した農業法人で、前市長の肝いりで始まりました。2011年1月31日付のサンケイ新聞によれば、「牛久市は、県内自治体では初めて農業法人うしくグリーンファーム（社長池邊勝幸市長）を2月2日に設立する。同社では、市内耕作放棄地を利用して農産物を生産するほか、将来的には観光農園やレストラン、農家民宿の経営なども検討している」と、この時点では報道しております。現在は菜種やジャガイモ、小麦などの農産物の生産のほか、バイオディーゼル燃料やペレットの製造も行っていますが、この新聞が伝えた観光農園やレストランといった事業は今後どんなふう考えていくのかということです。

市長が交代となった今、改めて事業展開の方法を見直していくこと、定款の見直しなども含めて必要なのではないかなというふうに思いますが、いかがなものでしょうか。そしてこの見直しの際には、昨日の市長の答弁にもありましたように、どこをこの事業の生産ラインとして捉え、そして自治体としてこれが真に取り組むべき事業として有効なのかどうかという点でも考えていかなければならないというふうに考えております。毎年多額の補助金を支出してまで農業法人を継続させることで、既存の農家への影響というものは出ていないのか。農家のやる気をそいではいないのかという点が、若干気にかかります。

その上、阿見町の7.6ヘクタールの土地を同社が入札に参加するために市から4,000万円も出資金を拠出しているという現実があります。グリーンファームが自社の積立金で土地を購入したのならまだしも、新たな予算を追加投入してまで土地を購入しなければならなかったという点については、疑問が残るところだと思います。

こうした数々の問題点を抱えるグリーンファームですが、今後はどのような運営を考えておられるのか。昨日の質問と重複することもあるかと思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 経済部次長飯泉栄次君。

○経済部次長兼農業政策課長（飯泉栄次君） 須藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、うしくグリーンファームの今後の運営についての御質問にお答えいたします。

グリーンファームにつきましては、昨日石原議員の御質問にもお答えしましたとおり、現在耕作放棄地の解消をしながら小麦や菜種、ジャガイモ等を生産しており、特に小麦に関しましては学校給食へパンやうどんに加工して提供しております。

また、農家が耕作することができなくなった畑33ヘクタールを耕作する地域の担い手としての役割も担っております。今後につきましても、事業の見直すべきところは見直しを行いな

がら、生産性の向上を図りながら収益を上げ、それによって補助金に頼らないような健全な運営をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤議員に申し上げます。質問残時間が残り少ないので、簡潔にお願いします。

須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、1点だけ。今まだ実質的な意味では独立採算制がとれているというふうにも考えられていないわけですが、これが仮に農地も拡大したりした上で収益も上がってきた場合、株主配当のような形でこれまで出資してきたお金というものを牛久市に還元するというようなことができるのかどうか、その点はどういうことになるのか。まだ赤字かどうかということですから、その先考えても先が長いということになるのかとは思うんですけども、その点をしっかり考えていかないと、収益でとんとんで終わりにしてしまうようではだめだと思うんですね。収益を上げていくということを目指さなければいけないと思うんですが、そうした収益が上がった場合をまたどうするのかということは問題になるというふうに思うので、100%市が出資した株式会社ですから、どんなふうやっていくのか。この点については、どんなふう考えられるでしょうか。

○議長（市川圭一君） 経済部次長飯泉栄次君。

○経済部次長兼農業政策課長（飯泉栄次君） ただいまの再質問なんですが、設立してから3年間は確かに毎年巨額の運営補助をいただいております。3年間で約4,000万円ほどいただいておりますが、平成26年度からは補助金はいれなくて、平成27年度今年度に関しましても入れる予定はございません。収益のほうを上げまして、ある程度の蓄えというものが必要になると思います。これから農地を拡大して、収益を上げるためには拡大しなければいけないところもありますので、そういった蓄えをまずしなければいけないと思います。

配当に関しましては、ちょっと私そこまで詳しいことは申し上げられないんですけども、税理士さんとか、顧問税理士さんいますので先生とも相談しながら、今後考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） ぜひ、牛久市が全国でも珍しいという形で始まった事業ですので、私は公がやるべき事業かどうかというのは若干疑問を持っておりますけれども、今の時点で多額の牛久市が税金を投入し、そして国庫補助をいただいた関係上、この事業をきちんと推進していかなければいけないというふうには思っておりますので、この事業の道筋というものをきちんと考え、そして公としてやるべき農業とは何かということをきちんと踏まえて取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それでは、最後の問題に移っていきます。

最後は空き家対策についての質問であります。今回は「特定空家」の問題ではなく、利用可能な空き家の活用について、「空家バンク制度」の問題を取り上げたいと思います。県内では、「空家バンク制度」を設けているのはまだ少数ということですが、牛久市の現状というのはどういうことになっているのでしょうか。

この空き家の利活用を進めるに当たっては、リフォームに関する支援の必要性も言われるようになってきました。空き家の増加が深刻化した自治体が所有者に対して行った調査で一番多かったのが「リフォームに関する支援」で、金銭的補助を求める声が高かったといえます。国でもこうした住宅セーフティネット整備推進事業という取り組みがありましたけれども、牛久市でも同様な取り組みをすることも必要ではないかと考えます。また、こうした取り組みを進める上で欠かせないのが、宅建協会との連携ではないでしょうか。さまざまな自治体で地元の宅建協会との協定を結び、民間のノウハウを活用しております。

行政としては交流人口をふやし、定着と誘導を推進する移住促進施策を展開しております。それぞれの地域の自然環境だけでなく、社会環境も視野に入れて地域の持つ特徴を明確にし、魅力度をアップさせていく取り組みが始められております。牛久市には、まだ住宅の新規着工も進んでおりますけれども、高齢化の進展とともに空き家は増加傾向にあることから、積極的にこうした対策を講じていく必要があると考えます。

市長も公約の一つに空き家対策を掲げておられますが、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） それでは、須藤議員の御質問にお答えいたします。

特に利活用を中心とした空き家対策の取り組みについて、昨日の守屋議員からの御質問への答えとも内容が重複いたしますが、かいつまんでお答えさせていただきます。

現在、市役所におきまして「空家・あき地対策検討委員会」を設けまして、「適正な管理」はもとより「有効活用」につきましても、さまざまな側面から検討を進めております。さらに、茨城県9市から構成されております「茨城県空家対策等連絡調整会議幹事会」の一員としましても、最新の情報や先進事例等につきまして情報収集に努めているところでございます。

現在、「空家バンク」につきましてもはまだまだ制度立ち上がっておりませんので、現在検討中という段階でございます。また、特に議員御質問の有効活用への動きでございますが、市の第3セクターでございます牛久都市開発株式会社が市から都市再生推進法人に指定されましたことを受けまして、昨年度から国のモデル事業の補助を受けて事業を進めております。

内容でございますが、「つつじが丘団地・第2つつじが丘団地」を対象にいたしまして、「住宅団地型既存住宅流通促進モデル事業」という事業を実施してございます。これは、あくまで

も活用を検討する空き家に対しまして住宅診断を行って、リフォームへの支援を実施するというものでございます。現在のところ、まだまだ活用いただいた件数は少のうございまして、今のところ3件にとどまっておりますが、いろいろな問題を解決しながら増加に努めてまいりたいと思っております。

一般的にリフォームの支援につきましては、空き家などの流通に有効な手段の一つと認識しておるところでございますが、当モデル地区の現状でございますけれども、昭和40年代に建てられた物件が多く、また昭和56年に改正されました現在の耐震基準を満たしていないということ、及び敷地が狭い等々の問題がございまして、空き家物件の整理を含めて改装費の一部立てかえ等の支援策の実施についても検討してまいりたいと思っております。

今後は空き家の有効活用、その後のあっせん方法など、「空家バンク制度」の仕組みにつつましてつくっていくとともに、関係機関や団体と連携を進めてまいりたいと思っております。

住宅と居住世代のミスマッチの解消、あとは牛久市の定住促進のための中古住宅の活用等々、地域の交流施設としてまた空き家を活用したいということ等を含めまして、そういった動きを全市に広めていきたいと思っております。

また、「空家バンク制度」の運用に際しましては、賃貸あっせん業務の専門的なノウハウを持つ宅建業協会との連携は必要なものと認識しております。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 「空家バンク制度」はこれからということですが、市長の12の提案の中の7番目に「空家バンク制度等の空家対策の実施」という中で、「空き家の改装費の一時立てかえや賃貸あっせん業務等を行います」というようなことが書かれておりました。先ほど私が申し上げましたように、中古住宅はリフォーム等をしなければ貸せないという中で、「わざわざそこまでして貸さない」というのが、全国どこでもこれが問題となっているところですので、この点を一步踏み込んでやっていくということが、国の事業としてはもう終わったようですが、牛久市も新たに考えていく必要があろうかと思っておりますが、そこまで踏み込んで、民業を圧迫してはこれではだめですが、仲介・あっせんに市が一時的に関与することで市民の信頼というものを得られると思っておりますので、その点に関して経済的な支援についてどういうふうに考えるかを最後質問して、終わりにしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（市川圭一君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） 市長の公約にございましたこともございますけれども、新たな情報としましては、国のほうも10%でございますがそういった関係への補助金の制度が実現されるというような情報もございまして、そういったものを活用しながら方策を練っていき

いと思います。

○議長（市川圭一君） ここで暫時休憩いたします。再開は13時20分といたします。

午後0時14分休憩

午後1時20分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、7番杉森弘之君。

〔7番杉森弘之君登壇〕

○7番（杉森弘之君） 改めましてこんにちは。会派市民クラブの杉森弘之です。

初めに、さきの市長選に勝ち抜かれ、新市長に就任された根本市長に心からお祝いの言葉をお送りいたします。根本新市長の誕生は、根本市長の公約にもあるとおり、ひたち野地区の中学校新設を初め市政の私物化、パワハラ、ブラック市政の刷新など多くの市民が望んでいる結果でもあると思います。公約の実現のために、今後ますます御活躍いただけるよう期待するものであります。

周知のとおり、地方自治体は二元代表制によって成り立っています。私も議会という一方の代表の一員として、議会の決定機能、チェック機能、提案機能などを発揮し、市民のための市政をつくり上げるために奮闘いたしますことを改めて表明するものであります。

それでは、一問一答方式で順次質問してまいりますので、よろしく願いいたします。

最初に、ひたち野地区の中学校新設について質問をいたします。

池邊前市長は、下根中のマンモス化による教育環境の悪化に対して、住民から寄せられた中学校新設の要望を無視して、同地区の人口がさも頭打ちであるかのように見せかけ、他方で新設費用については過大に見積もり、他の教育予算を持ち出すことによって新設が無理難題であるかのようにでっち上げ、またマンモス校化することが学校教育にプラスになるかのようなデマ宣伝まで行い、下根中のマンモス化を助長する増設計画を強行しようとしてきました。

根本市長は、公約でひたち野地区の中学校新設を掲げました。当選後、私のもとにもひたち野地区住民の方々から期待の声が寄せられています。所信表明では、さらに中学校新設の理由を明らかにしています。

そこで、改めてひたち野地区に中学校を新設することの必要性について、市長の思いを伺います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 杉森議員のひたち野うしく中学校、私は今回の選挙の大きな論点でご

ございました。物事を考えるとき、確かにメリット・デメリットがございます。デメリットのほうには「財政はどうするのか」「場所はどうか」「工期はどうか」、そういうさまざまな意見もございました。しかし私は、子供には「投資」という言葉は当てはまりませんかもしれませんけれども、子供教育には多くのお金をかけても私はいいと思っております。これから牛久市を背負う子供たちに、行政として、また市民としてその環境をつくることは、最大の責務と私は感じております。

確かに、財政は厳しゅうございます。しかし、私は先ほど言ったように予算の組み替えを行い、そしてできるならば市の財産も処分できるのであればそれを処分し、その学校建設に当たることを私は当初から言っております。また、それに並行して皆さんも危惧しておられますが、耐震の工事やさまざまな工事に支障を来すのではないかという話もございました。全くそのあたり、別でございまして。それを同時並行して、私はやっていきたいと思っております。

私はこのようなものに対して、多少の起債は仕方ないと思っております。何が目的で、何を一番重要視するか、それを改めて私が就任して以来、これから皆さんに対しても御理解いただく最大のものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 次に、中学校の新設の見通し、完成時期についてであります。

報道によれば、「公約どおり3年以内に同学区内の新中学校建設に着手する考えを強調した」とあります。この間、何人もの同僚議員の質問も踏まえて伺います。

まず、着工時期は3年以内ということですが、今から早くて何年、遅くとも何年ということになるのでしょうか。そして、着工から完成まで早くて何年かかるのか、遅くとも何年かかるのか。これは、教育部長に聞いたほうがいいのかもわかりませんが、よろしくお願い致します。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） ただいまの杉森議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、着工ということになるわけですが、現時点で建設の場所等が全く白紙の状態だということになりますと、早くて何年ということも言える状態ではないと。ただ、確かに今議員がおっしゃったように、市長のほうからは3年以内での着工を目指して、一日でも早く事業を進めるようにという指示もいただいているところでございますので、具体的にこの今の段階で何年という答弁はちょっとできかねますけれども、いずれにいたしましても一日でも早く着工ができるように、庁内体制の整備を含めまして事業を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私がこの学校に着手するに当たりまして、まず部内でそういうふうな

専門職を集めてプロジェクトチームをつくり、そしてまず一番最初に土地を求める、その土地を早くテーブルの上についた時点で、それから予算がつかなくても何でもいろいろなシミュレーション、学校のつくり方、それはできると思います。それをどンドン、どンドン進めまして、そして皆様にそういう学校をつくるということをまず開示しまして、それは私はもう半年以内には土地の面でも一応内諾を得たいと。そして、そのうちに早くそういう未来に向けての学校の見取り図を早くつくる。そして、皆様に公示したいと思っております。まず土地を話し合いのテーブルにのっけて、それからいろいろな具体的な話になると思います。とにかくスピード感のあるこの学校を、私は考えております。（「着工から早くて何年で完成するか」の声あり）

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 済みません、答弁漏れました。

着工から、どこを着工というかということになるんですが、現時点で言えることは建物、いわゆる校舎の部分であれば、これは校舎の規模にも当然よりまずけれども、補助金をもらうことを前提に考えますと補助金の認定を受けて、一般競争入札で公示の入札を行って、実際に現場のほうに着工するということになると、ほぼ2カ年度くらい、月数で言うとやはり十七、八カ月最低でもかかるのではないかとこのように思っております。以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 十七、八カ月というのは、工期が十七、八カ月ということで理解してよろしいんですか。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 繰り返しになりますが、規模によっても工期って変わってまいりますので、一概に十七、八カ月が工期かと言われてしまうと、そうでもあるし、そうでもない。入札の準備から始めての場合もあれば、補助の認定からの場合もあるということで、一応2カ年度という言い方をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 次に、新中学校完成までの下根中学校の教室対策についてですが、これも新中学校の完成までの期間にもよると思うわけですが、増設の教室は何教室くらい必要と見込んでいるのか。これまで教育委員会は本年1月の予測として発表してきた下根中の生徒数の推移予測というものがあります。これは、以前公表してきたものを大幅に低下させたものであるわけですが、その推測でも本年651人から3年後で884人、5年後で1,021人、つまり234人から450人の増加が見込まれているわけです。低い数字で見積もってもそういうふうになるわけですね。

そうしますと、35人学級で計算したとすると7クラスから13クラスの増加というふうには

なるわけですが、増設教室についてどのようにお考えなのか、質問をいたします。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

下根中の増設教室数ということでございますが、先ほどの御質問にありましたようにひたち野地区に新しい中学校ができる期間にも当然よるわけですが、3年以内の着工ということでもし進められた場合のことを想定した場合は、今の推定でいきますと24教室が普通教室として必要だというふうに計算をしております。以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 新中学校が完成した場合、下根中に増設したプレハブ校舎というふうに言っているわけですがけれども、これはどのようにするのか。仮設ということですから、取り壊すというふうにも聞こえるわけですがけれども、新中学校の完成後にすぐ壊してしまうのかどうか。これは先ほどのように、新中学校の新設規模の問題とも絡んでくるかというふうに思いますけれども。

新中学校は300人規模、これはこの間の一般質問の中で「この数字については大ざっぱなものだ。今後煮詰めていきたい」ということでお話があったかというふうに思いますけれども、先ほど述べました生徒数の予測について見ても、今年の651人からピーク時に1,192人、つまり541人の増加が見込まれるわけですね。これは、300人というものの約倍に近い数字になるわけですがけれども、35人学級で計算すると最低でも16クラスの増というふうになります。先ほどの教育部長の「24クラス」というのがどこから出てきた数字なのかちょっとよくわかりませんが、実際にはもっとふえる可能性もあるのではないかというふうに思うわけです。

そうしますと、新中学校の300人規模というのもこれから煮詰めていくのとあわせて、新中学校建設後の下根中の増設校舎の扱いも、今後その問題についても検討を加えていくんだということに理解してよろしいかどうか。その点について伺います。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えをいたします。

まず、新設しない場合の下根中の生徒数の増加のピークということですが、現在私どもの試算によれば、平成35年で1,081人ということでお示しをしているというふうに記憶をしております。1,192人ですか、は、多分ひたち野うしく小と中根小の卒業生の総数ではないかと思います。我々は、当然そこから私立中学校等に進学する児童数を除いて、一応ピーク時は1,081人ということ予測をしているということでございます、実際に新しい中学校の300人規模ということは市長の昨日の答弁にもあったわけですがけれども、これにつき

ましては当然通学区域がどういうふうに進んでいくのかによっても、当然新しい中学校に行く生徒さん、それから下根中に行く生徒さんの数が変わってくるということで、これは今後通学路審議会のほうに諮問をいたしまして、地元の皆さんで十分に話し合っていた結果に基づいて最終的に教育委員会のほうで決定をしまいたいというふうに考えております。

また、増設するプレハブ校舎の件についてでございますが、これは昨日もちょっと答弁をさせていただきますが、プレハブのグレードと申しますか、本当に安価なプレハブからある程度グレードの高いものまでであるということで、当然今後の使い方をどうするかということによっても、そのグレードも違って来るかというふうに思います。

例えば一例として申し上げれば、ある程度グレードの高いもので仮設校舎をつくって置いて、分離新設後にはその部分を、例えば今中学校等でやっている放課後かっぱ塾ですとか、土曜かっぱ塾等での開放ですとか、また一般の市民の方に開放するといった使い方も考えられるのではないかということで、いろいろな観点から検討を加えた上で、どういったタイプのプレハブ、校舎増設のための仮設校舎をつくるかということを決めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私、よく人口予想ということを皆さんに言われます。私は、この中学校をつくることによって、ひたち野地区にもっと多くの人口増があれば、牛久市としても財源的にも税収が豊かになりますし、人口減というそういう現象もなくなると。ですから、我々が想像しないような人口増になるようなことが、ひとつ私の希望であります。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 次に、市長は中学校の新設について「27億円程度でできるのではないか。児童数の変化を見据えたシンプルで機能的な建物とする」と述べています。

建設費については、昨年1年間を通じて教育委員会から発行されたチラシ「ひたち野地区の中学校建設について考える」の1号から3号で「50億円以上」という数字が躍り、昨年12月26日の「牛久市小中学校施設整備等懇談会」に提出された資料「牛久市学校施設整備計画」では、総計54.4億円という数字が出されました。そして、現議長の市川氏は同懇談会の委員長として、「ひたち野地区の中学校問題も建設費54億円、年間の教育予算が38億円ということからすると、ほかに充てられなくなる。既存の小中学校の子供たちへの公平性というあたりで、意見をいただければと思う」などという根拠のいいかげんな数字を出して、中学校の新設を否定する趣旨の無責任な発言をしました。

本年6月の第2回定例会で、教育部長は「新設費用につきましては、議員の指摘等もございまして下方修正をしておりますが、それでも約45億円程度はかかるかと私どもでは試算してい

る状況でございます」と答弁していますが、この数字も根拠が不明ではるかにかけ離れたものです。私は、これらのいいかげんな数字を公表したこと、それによって市民を惑わしたことについては、責任の所在も含め一旦整理をしたほうがよいと考えます。

私はこの間、プール建設費、用地費などを実際の必要に合わせただけでも32億円以下になることを示してきました。市長が「シンプルで機能的な建物にする」ということとあわせ、この27億円という数字は腑に落ちる数字と言えるものです。

建設費や建設方法などについて、さらにつけ加えて説明することがありましたら、お願いします。また、建設費では土地の問題も重要な問題となると考えますが、この問題で既に考えていることがあれば、お聞かせいただきたいと思います。これは、市長に質問いたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） まず土地については、考えている場所がございます。ただ、まだ先方さんもございます。まだ契約もしていませんので、その点については御容赦願いたいと思います。

また、学校の規模でございますが、私は20年、30年、もしくはその状況によって学校がどのような使われ方をするかというとき、私は平家もしくは最高でも2階程度のもので考えています。ですから、大規模なコンクリートのそういう建物は要りません。ですから、私は木造でシンプルで機能的な全国にも数多くの事例がございます。そういうものを参考にしながらつくりたいと思っております。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 最後に、地区住民との意見交換会の開催について質問いたします

これまで、前市長の意向で増設路線1本できたわけですので、新設方針への切りかえは大きな方針変更となるものと言えるものであり、住民との意思疎通は大変重要かと考えます。新設に当たっても、住民の要望を十分に聞きながら進める必要があると考えます。根本市長は、公約で「市民の皆さんと直接つながるタウンミーティングの実施」を掲げ、「市民自治による協働のまちづくりを一層推進する」としています。既に請願も改めて出されてきているところですが、早急な地区住民との意見交換会の開催について、市長の考えを伺います。

また、市から一方的な説明に重点を置くのではなく、意見交換会に重点を置くべきと考えますが、市長の考えはいかがでしょうか。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 先ほどの須藤議員のときも答えましたが、タウンミーティングするにはある程度具体的なものを出さなければはいけなと思っています、建物にしても場所にしても。ですから、私は土地の手当てがついた時点、目鼻がついて皆さんに開示した時点で、

それをPTAの方、もしくは学校関係者の方といろいろな、それまでにある程度プロジェクトをつくっていますので、ある程度の形は皆様にお示しする時期において、またその土地の目鼻がついた時点において、皆さんとお話したいと思っています。

そして、先ほども言われました「教育委員会、今まではどうだったのか」という、「今までは増築だったのが今度新設になって、ポリシーがないよ」というような話がございました。ただ、私はこの教育委員会の方もやっぱりメリット・デメリット、よりどっちがいいか、どっちがベターなのかということを私がお話して、そして私も市民からのそういうものをいただいているということを説明しました。そして、今はこのような学校建設に向けて、さまざまな知恵を出していただいているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 続いて、パワハラに満ちたブラック市政の改革について質問いたします。

周知のとおり、以前は、暴力団などの反社会的団体とのつながりを持つなど違法行為を常態化させた会社をブラック企業、またはブラック会社と呼んできましたが、最近では、労働者を過重労働、違法労働によって使い潰し、離職あるいは自殺に追い込むなどの成長大企業を指すようになりました。「ワタミ」「すき家」などは悪名をとどろかせ、業績が一気に落ち込んだことは記憶に新しいことであります。長時間労働、残業代不払い、パワハラ、セクハラなどの違法行為に満ちた牛久市役所の状態は、ブラック市政と言われるゆえんでもあります。根本市長は所信表明で、「最も重要なことは行政におけるコンプライアンス、法令遵守であります」と述べました。私も大いに賛同するものであります。

そこでまず、パワハラについて質問をいたします。社会的にはハラスメント、つまり嫌がらせは30種類以上にも上ると言われています。牛久市役所の場合、前市長の時代にパワハラ問題が深刻になりました。「市役所に入るとどなり声が聞こえる」と、市民から苦情の声が寄せられるようになったことは、その象徴的なことであります。しかし部局によっては、ミニ市長とも呼ばれる一部の中間管理職によるパワハラも無視することはできません。市長がかわったからといって、それで全てが自然に改善するわけではないのであります。

私は一般質問で、既にパワハラの問題を8回取り上げています。この間、昨年の第3回定例会で自治体としては画期的な「牛久市役所パワーハラスメント防止条例」が可決されました。しかし、常勤職員約350名のうち、昨年度で精神疾患による病気療養の職員が9人、定年前退職の職員が12人もいるという状態。そして何よりも、パワハラ相談がこの間1件もない、つまり相談もできないという状況は極めて深刻なものであります。本年の第2回定例会で、人事部長は「相談窓口保健師と精神保健福祉士の資格を持つ職員を加え、相談や対応に対する

体制の充実に加え、相談窓口のさらなる周知を図り、ハラスメントの問題に真摯に対応していきたいと考えております」と答弁していますが、事態は改善しているのでしょうか。

根本市長が代表をしている「明日の牛久を考える会」の討議資料「あした」では、「現市長」この場合すなわち池邊市長ですが、「現市長が就任してから12年間、毎日のように職員に対して理不尽な要求と思われるどなり声が、市役所内に響き渡っていたと聞きます。これにより精神的苦痛を受け、体調が悪化する職員が続出しました。さらに体調を悪化させ、命を絶つ職員まであらわれたとのことです」と述べられています。改めて、牛久市役所におけるパワーハラの撲滅に向け、所見を伺います。

○議長（市川圭一君） 人事部長川上秀知君。

○人事部長（川上秀知君） 私のほうから、パワーハラ問題への対応についての御質問にお答えさせていただきます。

パワーハラ問題につきましては、ただいま議員が述べられたとおり、近年、労働基準監督署や労働局への職場環境でのパワーハラ問題の相談が多く寄せられているという状況がある中であって、牛久市といたしましてもハラスメントは許さないという姿勢のもとに、ハラスメントについての相談しやすい体制をさらに整えていきたい。そして、パワーハラスメントに係る研修につきましても継続的に行って、より快適な職場環境となるように努めてまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 次に、前市長の時代2007年に職員の夏期特別休暇を一方的に剝奪したことに対し、復活要求の団体交渉に関して県労働委員会が2008年7月14日、不当労働行為の認定、つまり違法行為と認定し、違法状態は7年たった今も続いていることについて質問いたします。

県労働委員会は、命令書で「交渉担当者に実質的な交渉権限を与えることなく、交渉担当者は被申立人の拒否回答に固執し、かつその根拠につき客観的な資料に基づいて具体的な説明をなさず、相互理解のための必要な行為をなさなかったものであり、到底誠実に団体交渉に臨んでいたとは認めがたく、実質的に団体交渉を理由なく拒んだものと同旨せざるを得ず、労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当する」と認定しました。牛久市は、その後争わないことを表明した、すなわち市みずから不当労働行為、つまり違法行為を認めたわけですが、この違法状態を改善するために7年もの間市はどのような努力をしてきたのでしょうか。

前市長の組合敵視の意向も強く働いてきたこととは思いますが、新市長の誕生を機に労使双方の努力によって早期の解決へ向け真摯な話し合いが必要かと思われませんが、見解を伺います。

○議長（市川圭一君） 人事部長川上秀知君。

○人事部長（川上秀知君） ただいまの不当労働行為の解消についての御質問にお答えさせていただきます。

組合の交渉につきましては、不当労働行為と捉えられないように誠意をもって交渉に臨んでございます。今後も、継続して客観的な資料に基づき、現業評議会との交渉を真摯に行い、夏期特別休暇問題の解決を図っていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 次に、職員数と職員構成、人事評価、役職制度の正常化について質問します。

市長は所信表明で、「危機的状況まで減少した正職員の数を、必要最小限ではありますが段階的に計画的に順次採用し、将来の牛久市を担う人材を育成したい」と述べられました。そこで、ある程度大まかな考え方でも、もう少し具体的に説明をしていただきたい。その際、常勤と非常勤の職員構成のあり方、比率などについても、基本的なあるいは大枠の考えがあればお聞かせいただきたいと思います。人事評価、役職制度の正常化については、これまで一部の利益関係者への不公平な人事評価、そして人口8万人強の規模にそぐわない部局や役職の乱立などが指摘されてまいりましたが、それらについてどのようにお考えでしょうか、伺います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） ただいまの常勤職員の採用でございますが、私も初めて今回の採用試験なるものを見せていただきました。それでいろいろな点数、それから人物評価ライン、そのとき私思ったんですけども、年齢に関しては制限ないんですね。年齢制限なく、一般全て同じようにやっているということでした。ですから、私の思っているこの人的バランスというものは、ちょっと違うんじゃないかなという気がします。

確かに「年をとっているからだめだ」とかそういう問題じゃなく、こういう組織はある程度のバランスが必要な組織であると私は認識しておりました。ですから、これからの採用試験に当たってもそのようなものの考え方を少し改めて、やっぱりこの組織の人的バランスも加味したいと私は考えております。そして、私は「この年何人採るか」「この年何人採るか」じゃなくて、その年牛久にとって必要な人間があれば多少多く採ってもいいし、この年にはちょっとというときはまた減らしてもいいのかなという、「絶対何人採る」という目標は掲げません。そういうものの考え方でやってまいります。

ただ、私もこの執行部に入りまして、やっぱり非常勤の中にも本当にすぐれた方、本当に正職員と変わらない方もおりますので、そういう人たちをこれからどのように牛久市のために働いていただくかも、大きな私のこれからの仕事だと思っています。

○議長（市川圭一君） 人事部次長小川茂生君。

○人事部次長兼人事課長（小川茂生君） 私の方からは、人事評価についての御質問にお答えいたします。

当市では、平成18年度より勤務評定制度を導入しておりますが、評定結果を年2回の賞与、また昇給に活用してまいりました。この評定においては、差別化というようなことがあってはならないと考えておりますが、評定者による評定基準のずれというものは否定できないところもございます。このため、今年度は9月末に課長並びに課長補佐級の管理職を対象に、評定者研修を実施いたしました。これによりまして、評定基準の統一をより一層図ったところでございます。

続きまして、役職制度の正常化の御質問についてお答えいたします。

現在の市役所の組織体系は、より専門的な業務を遂行するために細分化されている部分がございます。これは、時代のニーズに合った組織体制を目指してきた結果と考えております。しかしながら、時代のニーズは日々変化するものであり、今後も現在の組織体系がふさわしいか検討しながら、その変化に合わせた組織運用をしてまいりたいと考えております。

また職員に対しましては、職務に関する認識をより徹底するため、それぞれの役職に応じた研修等を行うなど、人材育成にも力を入れてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私先ほど須藤議員にも言いましたように、例えば建設課から税務課に来て仕事内容がまるきり違いますので、非常になれるまで時間がかかる。こういうタイムロスは、私余りどうなのかということで。ですから、同じような職種の中の異動、また技術が向上するためには同じブロック、同じそういうセクションで動いたほうが、その人のためのストレスもなくなるし、このまちの仕事をするためにもよく能率的な環境なのではないかと、私はそのように考え、これからそのような人事異動をしたいと考えております。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 次に、不払い残業、振替休日未消化の解消について質問いたします。

不払い残業はサービス残業とも言われ、残業をさせておきながら残業手当を払わないことです。振替休日未消化の問題は、休日に出勤させておきながら、その振りかえの休日をとらせないことです。言うまでもなく、いずれも違法なことであります。

不払い残業にしても振替休日未消化の問題にしても、常勤職員の不足などから発生している問題です。そのため、その解決のためには、さきの常勤職員の増員などが図られることなくして解決することはできません。と同時に、常勤職員を一気に増員することも困難な状況の中では、とりあえず不払い残業と振替休日未消化の解消は、厳密な労働時間管理と労働効率の向上を初め、手当支払いなど法律に準拠した制度運用が求められると考えますが、どのようにお考

えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 人事部長川上秀知君。

○人事部長（川上秀知君） 不払い残業、振替休暇未消化の解消についての御質問にお答えさせていただきます。

時間外勤務につきましては、所属長の命令によりまして行うものでありまして、この命令に基づいて時間外勤務手当を支給しております。仮に不払い残業があるのであれば、そのようなことがないように改善を図ってまいりたいと考えてございます。また、振替休暇等につきましても、職員の健康状態などを考慮し、振替休暇の未取得がないように努めてまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 次に、再任用制度の運用について質問をいたします。

周知のとおり、2013年度に60歳定年退職となる職員から退職共済年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に65歳へと引き上げられたことに伴い、60歳で定年退職した職員について無収入期間が発生しないように、雇用と年金の接続が図られる必要が生じました。そのため、当面国家公務員については任命権者は定年退職する職員が退職共済年金の報酬比例部分の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する者については再任用するものとするの方針が閣議決定され、同閣議決定のもとで定年退職する職員について再任用制度により雇用と年金の接続が図られました。

地方公務員については、各地方公共団体において同決定の趣旨を踏まえ、能力実績に基づく人事管理を推進しつつ、地方の実情に応じて必要な措置を講ずるよう要請し、2013年3月29日の総務副大臣通知として「定年退職する職員が再任用を希望する場合、当該職員の任命権者は年金支給開始年齢に達するまで当該職員をフルタイムで再任用、ただし職員の年齢別構成の適正化を図る観点から（これは新規採用を確保するということなどの意味合いです）、フルタイム再任用が困難であると認められる場合または当該職員の個別の事情を踏まえて必要があると認められる場合には、短時間での再任用が可能」としました。

しかし、牛久市の現状は、再任用制度に関する総務副大臣通知が誠実に実行されているとは言えない状況です。この問題について、見解を伺います。

○議長（市川圭一君） 人事部次長小川茂生君。

○人事部次長兼人事課長（小川茂生君） 再任用制度の御質問でございますが、現在まで事務職員の退職者に対して再任用制度を活用したことはございません。退職者の再雇用につきましては、一般職非常勤職員として採用してまいりました。これは、元職員としての立場を優遇することなく、市民と雇用の機会を同一にする狙いがあったためであります。

しかし遠くない未来に、数十人が定年を迎える大量退職は必ず訪れます。これらの職員が職員として得てきた経験や知識は、何物にもかえがたい貴重なものとして後世に引き継いでいかなければならないと考えております。このため、今後の職員数や年齢構成等を考慮しながら、財政面等での検討も行い、多様な人材確保をしまいたいと考えております。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） この再任用制度について、人事部は非常勤職員の条件と再任用職員の条件が同様のものだというふうに考えているのでしょうか、伺います。

○議長（市川圭一君） 人事部次長小川茂生君。

○人事部次長兼人事課長（小川茂生君） 再度の御質問にお答えいたします。

議員の御質問にもございましたとおり、総務副大臣通知の内容はよく承知しております。こちらの内容を承知した上で、退職者の任用についてどのような形態がよろしいかということで検討を重ねてきた結果でございます。今後につきましては、定年退職者の再雇用につきまして再任用制度の活用も検討しながら、職員の構成の見直しに必要なコストやその影響も考慮しつつ、バランスを見きわめた計画的な採用を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 最後に、労使関係の正常化、労働協約、人事差別などについて質問します。

前市長の時代錯誤とも思われる職員組合敵視は、目を覆うものがありました。組合幹部というだけで業務上で激しいパワハラが続けられ、人事でも異常な差別が行われてきました。組合活動に妨害が加えられ、組合の団交申し入れに対しても回答を引き延ばし、まともな回答もせず、さらに地方公務員法にも明記されている労使の書面による協定なども無視されてきました。もちろん、これらは明らかな不当労働行為でもあります。

根本市長は、就任式で市職員らを前に訓示し、「笑顔のまち牛久がどうしたらできるか、選挙戦で訴えてきた。最大の力になるのは皆さん、心底笑顔ができる行政であること。さまざまな課題があるが、皆さんの力と私の知恵で解決できると確信している」と話したと報道されています。

労使関係の正常化について、根本市長の所見をお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 所信表明でも言ったとおり、私は職員を信じております。今までも数々の首長に仕えてまいりましたが、そのときの事情もございました。でも、それを支えるのが私は職員と思っております。そして、私がこの市長に就任しても、皆さんが私に最大限の力をくれると期待しております。私はこれから職員に対して、また執行部のさまざまな言葉、態

度、そのようなこともしっかり私は監視してまいります。これからも市の職員に対し、公明正大な市運営をこれから行ってまいりますので、皆様にも御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 最後に、市政の私物化について質問いたします。この問題に関しては、今回は一体のものとして質問いたします。

市政の私物化は、前市長の非常に大きな悪政の一つです。根本市長は、「腐敗した構造の根源を絶ち、正常でクリアな牛久市を取り戻しましょう」と呼びかけました。大いに期待するものであります。

職員採用においても、非常勤職員の採用を多用し、正規の採用試験から大きく外れ、市長の親戚や親族企業、癒着している個人、企業、団体などからの採用が目立ちました。受験資格を変えて、予定の人物を採用することまでしたとも言われています。職員採用の公平性の確保がまず求められます。他方で、地元の人材活用とどのように両立させるかも、大切な視点です。

次に、入札、契約、人事に関して特定の業者や団体との癒着の排除について、根本市長の討議資料「あした」では、「現市長、すなわち池邊市長と癒着している建設業者だけが莫大な利益を上げ、その利益の一部が市長に上納されるという、金銭で支配された政治が定着しています。さらに、市長の親戚や親族企業に対する利益誘導政治が行われているのです。学校給食のお米、プロパンガス、ガソリンもほぼひとり占め。これまでの長い年月、地域の小規模商店が納め続けてきた生活雑貨さえも、現市長の親族企業が横取りしているありさまです」と述べています。

このような腐敗の構造、すなわち政治倫理条例の規定で言えば「自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ること」、このようなことは断じて断ち切らなければなりません。そのためには法制面からも、例えば政治倫理条例を強化し、自己の地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることを防ぐ必要があります。特に同条例では、市長と教育長及び議員並びにその配偶者、二親等以内及び同居の親族が関与する企業が市との契約や入札などを辞退するなどが定められています。この関与する企業の範囲などをもっと厳密にしていくな必要があると思われませんが、御見解を伺います。

また、違法行為については徹底した究明が必要です。根本市長は、「これまでの牛久市が抱えている疑惑の事件については、早い段階で調査特別委員会を立ち上げ、数々の疑惑の真偽を調査するようにします。市民の皆様にも開示します」と述べています。また記者会見では、小坂城址の用地購入問題で根本市長は7日、「第三者委員会を設置し、土地購入の経緯について検証することを検討している」とも明かされました。一方、10月議会で百条委員会を再設置す

る議案も議員提案される動きもあるとして、「議会の動きを見ながら対応したい」と報じられています。疑惑解明に向けての根本市長の思いを伺います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうからは、一般競争入札の資格やそれから指名業者数、その認定基準についての案件でございます。

工事につきましても、さまざまな業種の格差がございます。その格差を見きわめながら、そして公平かつビジョンに合った工事の規模の業者の方にやっていただく。やはり、公共事業は公平であって、そしてその業者が施工能力を十分に発揮できる業態形成をなされるのがベストだと私は思っております。このようなことがなければ、牛久市の工事の品質も下がります。これからは、工事請負や内容の案件について資格要件や選定など見直してまいります。入札契約の基本的なあり方につきましては、競争性によって担保される公正な価格を実現し、また地場産業育成の観点から先ほども言いましたように市内業者が優先的に参加できるような配慮をするとともに、品質の確保、また関係法令等を遵守するとともに、市民から疑いを持たれることのないよう、より一層の透明性を確保します。

また、審議会等の委員の人選につきましては、公平性を担保し、運営が円滑に行われるよう、審議会等の目的や精神における適任者を選任して行います。

○議長（市川圭一君） 人事部長川上秀知君。

○人事部長（川上秀知君） 私からは、御質問の中の職員採用についての御質問にお答えさせていただきます。

職員採用につきましては、地方公務員法第15条の規定によりまして、受験成績に基づいて行っております。そこには、出身地や居住地の差別はなく、今までも能力重視の採用を行ってまいりました。県外の受験者におきましても、採用後は市内に越してくる職員も多く、能力のすぐれた職員を集めることが地域の活性化につながるものと考えられます。

今後も、これからの厳しい時代を乗り切ることができる職員の採用を目指し、能力豊かな職員を公平に採用してまいります。以上です。

○議長（市川圭一君） 総務部次長藤田 聡君。

○総務部次長（藤田 聡君） 政治倫理の確立の質問に関しましてお答えいたします。

政治倫理につきましては、市長等及び議員におきましても市政運営にかかわる者として公正性及び高潔性を高め、市民に疑惑を持たれることがないようにするために重要なものと認識しております。

今後、政治倫理条例をどう考えていくのかにつきましては、執行部側が一方的に考えるのではなく、公正性及び高潔性を考慮させるためにはどのような方法があるのか、またそのために

は条例の改正が必要であるのかも含めて、議員の皆様とともに議論をし、検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 最後に1点だけ。今答弁漏れかとも思いますが、疑惑解明に向けての根本市長の思いを伺います。特に確認の意味で伺うのですが、腐敗の構造についてですが、私は一部のNPOあるいは宗教団体についても先日のような癒着を指摘する市民からの声を聞いています。もしNPOあるいは宗教団体の腐敗、あるいは癒着の疑惑があるとしたら、市長はそれらの疑惑を含め、全ての疑惑を解明していくものと信じておりますが、市長のお考えを伺います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私、癒着という言葉は、結局何か利益の誘導があるから、そこで癒着があるのかなという気がいたします。ですから、そういう利益の誘導をなくせば癒着もなくなるし、皆さんが思うような形態になるんじゃないかと私は思っています。

また、これからの皆さんが思われる不審なこと、疑惑、私の思うこと、私は皆さんのいろいろな思惑というのがございます。でも、やはり皆さんも私も思うことに対しては、それをどうしたらいいかということは、皆さんも私も願いは一緒でございます。そのようなものをこれからどうしていくか。我々議会人と執行部でありますので、第三者の立場の方にそのジャッジをいただくのがベストだと私は思っています。以上です。（「以上で終わります」の声あり）

○議長（市川圭一君） ここで暫時休憩いたします。再開は14時40分といたします。

午後2時23分休憩

午後2時40分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、9番黒木のぶ子君。

〔9番黒木のぶ子君登壇〕

○9番（黒木のぶ子君） 本日最後となりましたが、会派は市民クラブ、民主党の黒木のぶ子です。

一問一答式にて質問をいたします。

一般質問に入る前に、申し上げたいことがございます。根本市長、新市長として8万4,000人のトップリーダーとして、今後市政を担っていかれることとなりますが、本当におめでとうございます。過日の市長の所信表明にございましたとおり、市民の視点と現場主義、そし

て市役所内においても市民の立場から自由闊達な議論ができるように、かじ取りをどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、質問に入りたいと思います。

まず最初の質問として、牛久市の総合計画について質問したいと思います。

第3次総合計画の表題として、「笑顔があふれ、やすらぎのあるうしく」ということで、2011年から牛久市のまちづくりを進めてきており、2020年までの今後残り後半5年間の中で第1章に掲げている1節から6節までの内容の充実を図り、名実ともに全ての市民が安心して暮らし続けていけるまちづくりができるのだろうかかと検証しながら、前進するために次のことをお尋ねいたします。

第1節につきましては、福祉のまちづくりとして市民一人一人が連携、協働の意識促進がどこまで根づいたのか。第2節では、育児環境に対し支援や質の向上などの課題について、どこまで解決している状況なのか。第3節においては、ひとり暮らしや老々介護の改善が図られ、寝たきりにならないために健康促進などの高齢社会に即した施策とその支援ニーズの実現性はどうかだったのか。第4節の障害者自立支援の促進の状況。そして第5節医療体制と市民の健康確保の牛久市民の実態。第6節牛久市内での犯罪状況などです。

この1章は、市民一人一人が意識し、努力しなければならない内容となっておりますが、執行部としての力量も問われるものと考えられます。答弁についてですが、もう執行部の皆さん、そして議員の皆さん、随分お疲れの様子が見受けられますので、個別答弁はいいので、総体的に答弁をいただければと思います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 黒木議員の総合計画についての御質問にお答えします。

第3次総合計画の第1章では、「すべての人が安心して暮らし続けるまち」を実現するために、第1節から第6節までの6つの施策と、それを実現するための37の取り組みの項目を掲げ、これまでさまざまな事業に取り組んでまいりました。

これまでの第1章にかかわる主な取り組みを申し上げますと、まずそれぞれの地域において住民がお互いに助け合い、安心して生活を送ることができるよう取り組んできた地区社協活動への支援、また高齢者の方々、特に退職された方々が充実した第二の人生を地域の中で過ごしていただくための生涯学習の場づくり、行政区活動の充実、さらには子育て世代の方々が安心して出産・子育てができる予防接種の助成、子育てに係る医療費の支援、保育サービスの充実。

また、第6節にある防犯面においては、地域安全パトロールや防犯灯の整備、公共施設を初め市内各公園への防犯カメラの設置等にも取り組んでいるところであります。

これらの取り組みにより、日本全国が人口減少社会へと突入した現在においても、牛久市の

人口は減少することなく増加を維持しており、かつ牛久市民の平均寿命は県内でもトップクラスとなっております。

また、岡田小学校地区社協では、独自に「1対1の見守り活動」を行うなど、市の取り組みは市民の皆さんにも浸透しつつあり、一定の成果が見えていると捉えております。

今後の計画につきましては、この状況にあぐらをかくことなく、さらに乳幼児医療福祉費支給制度、いわゆるマル福制度の拡大や介護者の負担軽減対策、また防犯カメラにつきましては商工会と連携をとりながら商店街等への設置も行い、地域防犯力を一層強化するなど、市民皆様の利益を追求した施策を推し進め、全ての人が安心して生活を送ることができるまちづくりの実現に向けて鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今、市長のほうから答弁がございましたけれども、この中でやはり政治というのはいろいろ関連性がございまして、空き家等についていろいろ諸問題が発生しているように、やはり牛久市の中で住み続けられるというそういうベッドタウンとして成り立ってきたこの牛久市の中におきまして、例えば特別養護老人ホーム、ただいま70人くらいの待機者がいるということで、6月議会におきましても類似の質問をいたしましたけれども、やはり先ほど申し上げましたように老々介護で共倒れになってしまうというようなことがあります。最終的に、特養ホームがつくられたのは去年の7月ですか、ことしの7月でちょうど1周年ということで、遠山のほうのたしか「ひかり」ということだったと思うんですけども、今後新市長についてはそういう老人的な悲しいとか悲惨な目に遭わないために鋭意努力されると思うんですけども、その待機者の70人解消に向けて何か施策はございますか。あればお聞きしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 今御質問ありました特別養護老人ホームの待機者の関係でございますが、本年3月末現在の特別養護老人ホームの待機者につきましては、市内にお住まいの要介護3以上の方で122名となっております。介護保険事業の第6期、現在の第6期の施設整備計画では、牛久愛和総合病院の関連法人が整備中の特養が70床、さくら園が30床の増床を整備中でございます。平成28年4月には、合計100床の入所枠が確保されることになってございます。来年度には、改めて特養の待機者調査を始めまして、高齢者のニーズ調査等を実施いたしまして、その状況を踏まえて施設整備等の次の第7期の介護保険計画を検討してまいりたいと考えてございます。

いずれにいたしましても、昨日市長から「介護する家族を支える優しいまちづくりを進める」という答弁がございましたように、今後も介護保険事業の適切な運営に努めてまいりたい

というふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 一応地域包括センターの待機者を聞いたときには70名ということでしたが、またそれからふえて120名であるというふうに今部長のほうから答弁ありましたけれども、この120名の待機者もさくら園とセントラルですか、これで解消できるというふうに本当に喜ばしいことかなというふうに思っております。国のほうの介護保険制度の中で、介護3以上の認定でなければ特別養護老人ホームには入所できないというような規定がありますが、本当に老々介護で夫婦2人で見ているような状況の中で、なるべくそういう方たちを最優先に入所していただけるように、切にお願いします。

それとつい2カ月前ですか、この中央区において泥棒が入ったというようなこと。そうしたら、きのうも何か同僚議員の中で、南のほうでも泥棒が入ったというような話がありました。やはり、安全安心なまちづくりとして犯罪のないまちづくりということが必要かと思うんですが、その辺について今犯罪はふえているのか。凶悪犯は余りないようには思いますけれども、泥棒的なそういう犯罪がふえているのではなからうかということなんで、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） 再質問にお答えいたします。

本年8月末現在で、去年同期と比較して牛久市の刑法犯認知件数はマイナス6件と、減少しております。また、平成15年以降牛久市の刑法犯認知件数は減少傾向にあり、平成15年は1,732件で、平成26年は934件と、約半数まで減少している状況でございます。本年初めには、刑法犯が増加したことがありましたが、これは年始にひたち野地区で空き巣が多発したのが原因とされております。

減少している要因としては、地域の皆様が一体となった防犯パトロール活動や警察と連携した広報活動、かっぱ祭りなどでのキャンペーン活動などにより、市民の皆様一人一人の防犯に対する意識が向上したことなどが考えられます。また、現在市役所では牛久警察署と連携し、「ひばりくん防犯メール」の登録をシニアクラブなどの会合に出向いて手続をさせていただいております。7月1日から9月末までで登録件数は455件と、大きく増加しました。多くの市民の皆様が各種犯罪情報を提供しております。加えて、FM放送や防災無線も活用し、ニセ電話詐欺の犯罪情報も毎日のように発信しております。

今後も情報発信活動を推進し、市民の防犯力の向上を図るとともに、防犯カメラの設置などによる地域防犯力を強化する対策に取り組んでまいります。以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 地域的には、軽犯は少なくなっているとは言っても、現時点でそのような被害が発生しているということでもありますから、その辺について今後どのような執行部として指導をしていくのか。それと平成12年ですか、牛久市に先輩議員たちと一緒にあって警察を誘致したわけなんですけれども、何らまだまだせっかく警察を誘致したにもかかわらず、まだ犯罪が減少したとは言いながらもふえているということに対する、やはりその辺の努力が少ないんじゃないだろうかというような市民の声も漏れ聞いていますので、その辺については今後総合計画の中でどのようにしてということしているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） 犯罪件数がなかなか減らないという中で、努力が足りないという厳しいお言葉でございますが、8月に実は減少した原因、ちょっと要因を探ってみますと、夏休みの防犯パトロールの強化ということで、市民の皆様と協力してやりましたり、少年補導の強化、そして各種キャンペーンの実施、あるいは車両防犯連絡員による車両パトロール、徒歩によるパトロール、数多くやっております、これからも市民の皆様と協力して地域力を高めて、犯罪を少なくしていきたいと思っております。以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今パトロールをやっている行政区についても、同じ定刻にやられているのかどうか、その辺について。各行政区それぞれ時間帯はさまざまなのか、やはり同じ時間でやると、その辺は軽犯罪の人たちにつけ込まれやすいというようなことも、市民の人たちから聞いてはおるんですけれども、その辺の指導についてはどのようになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） 行政区等で活動されている市民の方々は、一番地域の実情を知っておりまして、そういう情報のキャッチも早くて、そういった懸念あるいは心配があるときは交通防災課を通して警察に相談したりしながら、実情に合った防犯活動を続けていると認識しております。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） とにかく安心・安全のまちづくりというのは、犯罪をゼロにするというのがやはり一番の大義名分でございますので、とにかく行政としても警察や地域住民と連携しながら、ゼロになるべく近くなるような努力をしていただければと思います。

次に、子供の貧困についての質問をいたしたいと思います。

2012年の調査で、18歳未満の子供の貧困率が御存じのとおり16.3%と、6人に1人が貧困状態と言われており、その中の54.6%が食べることさえもできず、困っている状

況にあると言われます。大変な驚きです。一方では飽食の日本でありながら、一方では食べることができないというような、この格差のある日本におきまして、どうしたらいいのかという思いを本当にひしひしと感じているところであります。

日本は子どもの権利条約を批准した国でありながら、OECD加盟国33カ国の中でも子供の貧困については最悪で、子供が貧困になるのは親が貧困だからですが、なかなか一般的には貧困生活の状況にあるという実態は把握しづらい側面がありますので、そこで、市内での18歳未満の子供がいる生活保護受給世帯と就学援助等を受けている要保護世帯の人数等をお尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 子供の貧困に対する牛久市の現状についてお答えいたします。

子供の貧困率は、国民生活基礎調査に基づく所定の計算式で算出されておりますが、牛久市単独で算出することはできないため、生活困窮世帯における子供の数としてお答え申し上げます。市の支援を受けている18歳未満の子供の人数といたしましては、平成27年3月末現在で生活保護受給者が70名、準要保護対象者が323名となっております。牛久市の18歳未満の人口が1万3,900人ということでございますので、この数だけの割合といたしましては約3%というふうになっているわけでございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 確かに生活保護のほうも、国のほうでは安倍内閣が、ひとり親世帯に対して子供の貧困率を解消するというので法案は提出しているんですけども、そのお金の原資は市民から集めるというような今回の法整備という、何か片手落ちで、本来は国の皆さんの税金で貧困者を救済するというのが筋ではないかと思うんですけども、何か国のほうもいろいろ働く形態等も随分と「官製ワーキングプア」イコール子供の「チルドレンプア」を誕生させているというような、そういう側面もありますので、この今お聞きしました準要保護323名の子供たちの状態というのは、どういう状態で今いるのかという、生活の環境ですね。そういうものにつまましてわかる範囲で、なかなか先ほど申し上げましたように貧困世帯というのは把握しづらい側面がありますので、この辺についてわかる範囲内で結構ですので、どのような側面でわかるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 貧困に陥ると考えられるいわゆる世帯の収入ということにつきましては、先ほども申し上げましたように牛久市単独では算出することができないわけでございますけれども、国民生活基礎調査において算出されました1人当たり年間122万円で暮らす生活を、国と同様に貧困世帯であるというふうに捉えているところでございます。以上で

す。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） そうしますと、牛久市としてはその生活困窮者の生活環境の実態と
いうのを把握していないということですか。今部長がおっしゃったように、貧困の分岐点と言
われる貧困線は、単身世帯では122万円、2人世帯では172万円、4人世帯で242万円
が貧困の分岐点とされていますということなんですけれども、牛久市の場合はどういうふう
になっているのか、ちょっとその辺がお伺いできればと思っているんですが。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 今議員から御指摘ありましたように、1世帯当たり122万
円、2人世帯で173万円、3人世帯で211万円、4人世帯で244万円と、そういう分岐
点があるというのは承知しているところでございますが、牛久市のそれぞれ個々の所得を分析
してこれを出すということは、現在市としては行っていないところでございますので、国民生
活基礎調査で、これ全国的にマクロで出している数字でございまして、当然牛久市も近い数字
があるのかなという認識でございまして、個別にはちょっと出ないという状況でございまして。
個別にというか、所得は個別に把握できているわけですが、それを統計的にこういう視
点で市として整理して出すということは、現在は行っていないと。国の調査の数字を認識して
いるというところでございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 本当に、貧困環境というのは把握しづらいし、私どもは議員で皆さ
んとお会いする場面が多いんですけども、そういう質問は幾ら私であってもなかなか質問し
づらいという部分がありますので、その辺について今後相談等に来たときに把握するというよ
うな何かそういうデータがあれば。ここでは122万円という貧困の分岐点とはされておしま
すけれども、牛久市の場合は準要保護とか生活保護の分岐点は、どういうくらいの収入がある
方がそういう状態になっているのかということなんですけれども。

次に、貧困世帯になりやすい、ひとり親世帯の8割以上が母子世帯である。母子世帯の8割
が働いているのだが、多くは非正規労働、つまりパートやアルバイトの割合が高く、母子世帯
において貧困になりやすいと考えられます。この問題も、今の質問に類似するわけなんですけ
れども、いずれにいたしましても牛久市も先ほど部長が3%というようなことを言っていまし
たけれども、やはり子供というのは先ほど市長が学校問題で答弁されたように、未来を背負う
子供ですから、ぜひその辺についてしっかりと調査研究等は、今後欠かせないのではないかと
いうふうには考えております。

そしてまた、子供が貧困になっている今申し上げましたように原因や行政的な分析、ヒアリ

ングのときに課長たち3人の方たちがいろいろできる範囲内でさまざまな支援をしていますよ
というような話をお伺いしたわけなんですけれども、牛久市の場合そういう貧困環境にある家
庭において、家庭訪問なんかはしているのかどうか。そして、そういう中で調査が十分にでき
るのかということ。牛久の場合は、今悲惨な状況にあるようなそういう事件は発生していない
んですが、マスコミ等テレビや新聞等では時々悲惨な状況に子供たちが置かれて、餓死して死
んだりとか置き去りにされたまま、本当に大変な状況になっているというふうなことも聞いて
おりますので、ぜひその辺について家庭訪問の中の実態調査等についてわかれば、繰り返しに
なりますけれどもぜひお聞きしたいと思っていますんですが、お尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答えいたします。

貧困の原因調査ということでございますが、貧困の原因の分析あるいは調査についてござ
いますけれども、生活に困窮する要因というのはそれぞれ各世帯の構成とか家族の関係、それ
から稼働の能力、雇用形態によりましてさまざまでございます。個別の家庭児童相談員等も母
子家庭等の相談とか、いろいろなそういう個別の相談支援を通じまして、課題の把握と分析を
進めてまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 分析と調査をした結果、じゃあどうしたらそれを防げるかという形
で、ただ分析調査だけではこの子供の貧困率というのはならないと思います。先ほど安倍総理
がポーズだけひとり親世代に対する貧困支援という法案を出しながら、それはもう国民の方
のお金を待っているというような状況ですので、この辺については牛久市は今後わかった段階で
どのようにしようとしているのか、どのような支援をしようとしているのか、あればお尋ねし
たいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答え申し上げますが、今までも特に母子世帯に対する支援とい
うのはあらゆる相談とか、もちろん児童扶養手当の支給事務とか、今回県の予算のほうで図書
券を1万円ずつお配りするという事業もございます。一方で子育て臨時給付金とか、そういつ
た手続上いろいろ来庁される機会もございますし、いろいろな相談も現在受けているところで
ございます。そういう相談を、今やっている事業でどう展開できるか。これを分析しながら、
個別の案件についてはちょっとここで申し上げることは、数が多いものですからできませんけ
れども、総体的にそういう今国で騒がれております子供の貧困対策というものについては取り
組んでいくべきというふうに認識しております。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 次の質問として、やはりこの政治的に貧困の軽減を図り、貧困の連鎖を防いでいかなければならないというのは、やはり私ども政治に関与する人たち全ての願いではあると思うんですけども、今の日本の現状は、子供が貧困になるのは親の責任、親が貧困になるのは自己責任としてどうしても片づけられている、そのような状況になっているわけです。

先ほど部長から答弁がありましたように、牛久市として貧困にある子供に対し、次世代育成支援や児童相談の内容などから一步前進した対策と対応として、児童扶養手当の加算支給などについてはどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 児童扶養手当についてお答え申し上げます。

児童扶養手当の受給者は毎年約20世帯ずつ増加しておりまして、3月末で609世帯が受給しておりまして、対象児童数は926名となっております。児童扶養手当につきましては、ひとり親家庭の生活の基盤を下支えしている重要な制度であるため、国は今年度増額改定を行いまして、全額支給で月額980円増額されまして4万2,000円に、2人目は5,000円、3人目以降は3,000円の加算と示されております。

市では、この国の基準に基づき今後とも実施してまいりますけれども、全国的な動向を注視して、市独自の加算といったことについては全国的な流れを見ながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 市長に、ぜひ子供たちの貧困を断ち切るために、子供の貧困の根絶というのは先ほど申し上げましたように、政治的政策形成の中で一番に取り組む必要性があるかと考えますが、926名ですから、月に5,000円くらいふやしたとしてもそんなに大変な金額ではないかなというふうには試算しますけれども、その辺について子供の貧困に対する市長の考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） よく子供が非行に走るの、家庭の貧困さもそういう要因にあるという話を聞いております。そういう観点からも、牛久から誰もそのような子供たちを出さないような、これから対策が大変重要な政策だと私は思っております。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今の市長の答弁はその加算、要するに実態を見ないでいろいろ不正受給だったりとかそういうものもありますから、本当に大変な状況の人たちにちゃんと加算された子供手当が行くように、だからさっき言った調査・分析、そういうものの環境をしっかりと

と行政として把握しながらやらないと、なかなか逆に不公平感が生じるような場合がありますけれども、ぜひ市長が、今の答弁に対してどのように理解しているのかちょっとわかりませんが、とにかく政治的政策形成という形で検討してくださるというような前向きの受け取り方でいいかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） ですから先ほども言ったように、子供たちがそういう非行に走らない、そして子供たちが子供たちの本分である勉強がしやすい状況をどうしたらいいかということが我々執行部の、また市民としても大きな課題となりますので、積極的にまず子供たちがどうあるべきかを考えながらこれからの市運営に当たりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） それと、先ほど部長がちょっと触れましたけれども、国は扶養手当に対し1人目が4万2,000円なんですね。2人目が5,000円、3人目が3,000円というこの手当。本来ならば、1人目が3,000円で、2人目が5,000円で、3人目が4万2,000円。この国の政策そのものがどういう根拠でされたかというような、そのような意味合い的なものが説明されているかどうかちょっとわかりませんが、ちょっと理解できないこういう数字の国の扶養手当なので、その辺に対してちょっと聞きたいと思います。ちょっと細かくなって申しわけございませんが。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 児童扶養手当につきましては、基本的に児童扶養手当法に基づいた支給要件が定められているところでございますが、金額につきましては児童扶養手当による児童扶養手当額の改定の特例に関する法律ということで、法律で定められている。根拠法がそういうことになってございますので、そういう根拠法で定められた法律に基づいて市としてその額を定めて、法律に基づいた支給をしているということでございます。

今後、議員もおっしゃっていましたように昨年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されまして、またことしの4月には「生活困窮者自立支援法」等も施行されております。我が国の将来を支える子供たちを貧困の連鎖から断ち切るということを国のほうでも目指して、今後いろいろな施策といいますか計画が国のほうから立案されて、各地方にもおりてくものと想定してございますし、牛久市におきましても「子ども・子育て支援事業計画」の中で、基本目標の中に「子どもの貧困対策」というのも位置づけてございますので、今後もその「子ども・子育て会議」の中でも継続的に審議をいただくというふうを考えているところでございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 続きまして、現段階において貧困にある世帯に対し、就労等の支援の仕方について、どのような形で支援しているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 次に、就労支援についてお答えいたします。

ただいま申し上げましたように、「子供の貧困対策に関する大綱」、それと「生活困窮者自立支援法」、そういったものが施行されたわけでございますけれども、子供の貧困の実態は見えにくく、捉えづらいつとわれておりますが、第一に、子供に視点を置いて子供の生育環境の整備や教育・保育環境の整備を図ることが重要でございます。第二に、子育てと就労支援を両輪として保護者の自立支援を行うことが不可欠でございます。

御質問の就労の支援につきましては、現在「生活保護受給者等就労自立促進事業」に基づきまして、毎月第3木曜日にハローワーク龍ヶ崎より出張いただき、生活保護世帯とひとり親世帯を対象に就労相談を実施しております。毎月多くの方が利用して、就職につながっております。また、より高い所得を得て自立したい方は、看護師等の国家資格を取得するために高等職業訓練促進給付金の制度を利用されております。今年度は6名の方が手当を受給しておりますが、昨年度この事業を活用しまして本年4月に正看護師として採用され、自立を果たした方もいらっしゃいます。ひとり親の就労支援のメニューはほかにもございますけれども、今後とも保護者の置かれている多様な状況やニーズをワンストップで受けとめ、きめ細かく対応し、「子供の貧困対策に関する大綱」に示されている重点施策の充実と実現を図ってまいります。

また、子供の貧困対策につきましては、先ほども申し上げましたように総合的に進捗を管理していく必要があるために、「牛久市子ども・子育て支援事業計画」の中の基本目標として位置づけておりまして、今後子ども・子育て会議の中でも継続的に審議していただく事項となっているところでございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今、就労支援に対しまして牛久市といたしましては、国のいろいろな支援を利用しながら改善に向けて少しでも就労がスムーズに行くようにということですが、先ほど準要保護は323名ということなので、この人たちなどについてもいろいろ情報を把握しながら、今後やはり将来に向けて就労支援等をしていってもらいたいと思います。例えば東京の足立区などは区のほうに、とりあえず区の行政の中にさまざまな仕事がございます、そのさまざまな仕事の中でとりあえず区役所で就労できるような、そのような支援もしていると伺っておりますので、そのようなことを手っ取り早い就労支援の一つとして考えることができるかどうかみたいなのはいかがなものでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 他市の取り組み等も参考にしながら、牛久市としてどう取り組んでいくべきか検討しながら、できるだけ子供の貧困を防いでいきたいという形で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） それでは、3番目としてマイナンバー制度のことについて質問したいと思います。

新聞等の発表によりますと、今月の5日から来月の下旬ころまでに、日本に在住する全ての人が12桁の番号に社会保障と税、そして災害対策の3項目を入れ込むというようなことがあります。その番号が為替により発送されてくるということです。そもそもこのマイナンバー制度は、もとをただせば1960年後半から自民政権がもくろんできた「国民総背番号制」と言われ、国家が国民監視を強めるため、3項目の一つ税につきましてはとにかくどのような収入であってもしっかりと把握して、徴税強化ができるようにという、その徴税効果のほうが最優先とされていると聞き及んでおります。そしてまた、このマイナンバー制度を国がこのように強行したのは、社会保障等の不正受給の防止ができ、また頻繁に起きます災害対策等に対しての問題ということで、行政的には事務的効率が図られるかとは考えられますが、この法律が決まった2013年には今申し上げましたように3条項だけだったものが、今国会で成立したマイナンバー制度の改正法では、2018年までに個別の口座番号までがこのマイナンバーの制度に導入されて、全ての人が丸裸にされるというような今回の改正法であります。

そしてまた、健康保険関係では特定健診や予防接種など、現在でもデータベース化されているものに加え、本当にそれぞれが検尿した検査結果や血液検査の結果までも医療情報として一元的にこのマイナンバーの中に管理されると言われ、大変市民の方たちは不安になっております。

そこで質問いたしますが、民間企業では来年1月以降扶養家族の分も含め、源泉徴収票などの税務関係書類のためのマイナンバーが必要と言われており、市では民間に対し徴税のために一律のスタートを求めているのか、またいつまでにマイナンバーの入力を終了しなければならないのか、あわせてお伺いしたいと思います。そしてつけ加えて、弱小企業に対しての強制力についてもお尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） マイナンバーの御質問にお答えいたします。

マイナンバー制度は平成27年10月5日に施行され、住民票を有する全ての方にマイナンバーが付番されました。平成28年1月からは、税や社会保障分野で番号利用が開始されます。また、同制度の施行により、法人につきましても国税庁より法人番号が付番されています。

御質問についてですが、マイナンバー制度では民間企業においても従業員の所得や社会保障の手続で、マイナンバーを取り扱うこととなっております。民間企業の運用といたしましては、給与管理のシステムを導入している場合、マイナンバーを管理するために改修が必要となります。また個人商店では、このような給与管理システムを使用せず、マイナンバーを書類で管理しているのであれば、鍵のかかる場所に書類を保管し、必要がなくなった場合には廃棄するなどの適正な対応が必要になります。

導入の時期といたしましては、税分野等でマイナンバーを利用することになる平成28年1月分の所得から、マイナンバーを記載することとなります。

これらマイナンバー制度の対応は、法律で定められているので、法的な強制力を持っております。以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今御答弁いただいたんですけども、従業員が1人くらいのまのラーメン屋さんについては、書類等要するにペーパーでのこのマイナンバーの、徴税のためだけにマイナンバーを使うというふうなことでよろしいかどうか、その辺の確認をしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） 企業の大きさに関係なく、マイナンバーの使用につきましては、先ほど申しあげましたように税や社会保障、それと災害に使用するという事で限定されております。以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） コンプライアンスといいますが、協力をしない場合のペナルティ等についてはどのようになっているんですか、お伺いしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） それは、協力なしというのは個人でしょうか、企業の……。個人がですか。ラーメン屋さんが協力しないということにつきましては、税務署等へ支払い調書とか源泉を提出するわけなんです。それで、そこにマイナンバーが記載されていない場合は、税務署からの指導が入るような形になると想定しております。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 指導だけで、懲罰的なペナルティ等についてはあるのか、ないのか、お願いいたします。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） 罰則はありと確認しております。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 次に、本当にこのマイナンバー制度につきましては、個人のプライバシーが本当に満載されるようになっていくわけですね。国は、この空きチップの中にいろいろな機能を持たせようということで、この間も国民の反感を買った消費税の問題なんかについても、それも入れ込むというような、図書館のカードの機能とか保険証の機能とか、いろいろなものを入れ込もうとしているわけです。

セキュリティについては、大企業と個人商店の財力の違い、また一人一人が本当にこのマイナンバーの重要性の認識の違い、そしてそのコンピューターに精通した人材の違いなどに大きく差が出てくると思います。かといって、大企業だから公だからといっても情報セキュリティが完璧とは言いがたく、国を例にとればことしの1月に「サイバーセキュリティ戦略本部」を内閣に設置したにもかかわらず、6月に起きた年金機構においての125万件の流出騒ぎ、このこともさることながら、政府機関へのサイバー攻撃は2012年には108万件だったのが2013年には508万件と、1年間に約5倍に激増している状況というものもあり、また過日の新聞等によりますと100の自治体がサイバー攻撃を受け、被害が出ているというようなことが記事にありました。

牛久市の場合、このマイナンバーに携わる関係者がどのようなヒューマンミスを犯すか、そういうものも含めてサイバー攻撃に対するセキュリティの強化と何人人員で対応するのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） セキュリティ関係の御質問にお答えいたします。

国が構築するシステムは、セキュリティを重視した設計方針をとっており、国と行政機関を結ぶネットワークの間では個人情報とは完全に暗号化されています。一連の情報連携は、専用回線を利用したネットワーク内で行われますので、サイバー攻撃に対しての情報漏えいの可能性は著しく低いと思われまます。

次に、牛久市のセキュリティ対策といたしましては、市内のネットワーク構成は住民情報を取り扱うネットワークとインターネットに接続するネットワークを物理的に分離しております。よって、インターネットから侵入され個人情報が漏えいすることはないと考えております。

次に、大企業と個人商店とのセキュリティ格差の御質問ですが、システム内でのセキュリティも含め、社内取扱規定や社員研修を行うなど、事業所の規模にかかわらず適正な取り扱いがより重要となります。そのため、内閣府に設置される監視監督する立場である特定個人情報保護委員会が助言、指導を行うことにより、事業所の規模に見合ったセキュリティ対策を行うこととなります。以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 次の質問といたしまして、マイナンバー制度導入に対し補助金はあるのかということですが、国は漏えい防止のためのガイドラインでは、マイナンバーを扱う企業や公の事業所に情報管理の専用スペースや施錠ができる書庫の設置、そしてセキュリティー対策のソフトやデータの暗号化など、今まさに次長がおっしゃったような暗号化なんですけれども、多岐にわたる対策を求めているために、このマイナンバー制度にかかる総費用はIT関連企業の特需と言われているように、3兆円くらいが使われていくだろうというふうに言われておりますので、必要経費は導入時だけではなくて、初期費用とあと永続的に管理費も必要と考えられますが、国からの補助金については公、あとは民間についてはどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） マイナンバー制度の導入と管理コストに対しましては、民間に対し国や自治体からの補助金はございません。以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） ということでは、今言った初期投資費用とランニングコストですね、そういうものは積算は牛久市の場合しているのかどうか、どのようになっているか。これは質問の通告にはないんで、わからなければ後でその積算の数字については提出していただければと思います。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） 牛久市役所の経費ということでもよろしいでしょうか。やはり、国等の補助金はございますが、ちょっと詳細について今持ち合わせておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 最後に、このマイナンバー制度に対して、国民の79%が不安視している状態です。そしてまた、先ほど申し上げましたように今回の改正法の中で、利用範囲が広がれば広がるほど流出が起き、さまざまなリスクも考えられ、この制度があるアメリカなど諸外国では民間がこの個人番号を知ることで、銀行や証券会社がハッキングされた場合には個人番号と結びつき、お金の情報が漏えいしたり個人番号を使ったID詐欺が横行し、犯罪を助長させていると言われております。もしも万が一に被害に遭ってしまった場合に、この監督責任はどこがどのようにとるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） お答えいたします。

情報流出の監督責任といたしましては、マイナンバーの適正な取り扱いを確保するために監視監督する機関として、先ほど申しあげました内閣府に設置された特定個人情報保護委員会になります。この委員会は、情報が漏れた民間と公に対して、監督責任が求められております。また、市民の方へのマイナンバーの周知につきましては広報紙等でお知らせしておりますが、今後もチラシの各戸配布、ホームページ、FMラジオ、各行政施設にポスター掲示などを行ってこれまでできましたけれども、今後につきましても加えましてコミュニティバスの車内や駅などのポスター掲示を繰り返し行って、市民の皆様にも理解していただくように努めてまいりたいと考えております。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） それでは、そのセキュリティーに関しまして大丈夫だというふうには考えますけれども、国は2017年7月から地方自治体のシステムの連結をし、マイナンバーポータルサイトで自分のさまざまな情報の履歴のチェックや行政手続もできるとしておるのですが、このときに住所、このマイナンバーですね、と氏名が漏えいするということは、決してないのかどうかということを、再度確認の意味でお尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） 今黒木議員おっしゃったように自分のもの、マイポータル運用開始ということで平成29年1月から自分の履歴等見られるようなシステムが予定されております。それまでに、今もセキュリティーに関しては万全を期しておりますけれども、確認しながら漏えいのないような手続をとってまいりたいと考えております。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） それと、先日取手市の問題で請負業者がちょっとミスをしてしまったからというような、先ほど言いましたヒューマンミスというかそういうものについても、やはり何人体制で半久の場合はこのマイナンバー制度の入力、まして情報ですね。この危機的不安に市民はかられるこういう中で、何人くらいがちゃんと、コンピューターを扱う職員の方々がちゃんと不審メールとか知識というものをしっかりと持った人たちがセキュリティーということでやったださっているのかということを、市民の方たちにたびたび聞かれることがありますので、それについて最後となりますがお尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） お答えいたします。

マイナンバーに限らず、個人情報につきましてはセキュリティー関係、物理的安全措置、技術的措置、そして組織的保護措置ということで、先ほど言いましたように物理的にネットワークをインターネットと分離して不正な侵入がないような物理的な安全措置、主なものです。

あと、サーバー室も施錠管理をしまして、サーバー室への入退室については入退室管理部を常時管理職のところに置いて、退室ごと何回でもそれをチェックしたりしております。

また、技術的措置としましては、アクセス制御ということで今コンピューターを職員が使っておりますけれども、ユーザーID・パスワードによって使用者管理しております、たらい回しのないような目的外使用を防ぐためにシステムが使用できないようにしていますし、毎月課を回ってデータを抽出してチェックをして、そういった漏えいがないようにしております。

今後もそういったものをさらに認識しながら、職員全員が肝に銘じて、組織的に絶対このようなことがないように努めてまいりたいと考えております。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 以上で終わります。

○議長（市川圭一君） 本日の一般質問はこれまでに打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。

御苦勞さまでした。

午後3時46分延会